

産 業 建 設 委 員 会

令和元年 7 月 1 日 (月)
10 時 00 分 ~ 時 分
全 員 協 議 会 室

【委員】 岡本委員長、串崎副委員長
三浦委員、川上委員、飛野委員、笹田委員、牛尾委員

【委員外】

【議長団】

【執行部】 近重副市長

(産業経済部) 湯浅産業経済部長、佐々木産業経済部副部長(兼広島事務所長)、
大驛商工労働課長、山口産業振興課長、田中ふるさと寄附推進室長、
久佐農林振興課長(併農業委員会事務局長)、石原農林振興課副参事、
永見水産振興課長、戸津川水産振興課副参事、岸本観光交流課長、
川合開府 400 年推進室長

(都市建設部) 石田都市建設部長、三浦建設企画課長、寺戸建設整備課長、邊地籍調査課長、
鎌田維持管理課長、吉田建築住宅課長

(金城支所) 吉永金城支所長、河内金城支所産業建設課長

(旭支所) 塚田旭支所長、今田旭支所産業建設課長

(弥栄支所) 岩田弥栄支所長、後野弥栄支所産業建設課長

(三隅支所) 田城三隅支所長、永田三隅支所産業建設課長

(教育委員会) 外浦文化振興課長 (地域政策部) 宮崎関連施設推進室長

【事務局】 下間書記

議 題

- 1 議案第 38 号 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 2 議案第 45 号 山陰浜田港公設市場条例の制定について
- 3 議案第 46 号 浜田市営住宅条例の一部を改正する条例について
- 4 議案第 48 号 金城町農林業振興奨学金貸付条例を廃止する条例について
- 5 議案第 49 号 財産の取得について (しまねお魚センター)
- 6 議案第 50 号 市道路線の認定について (西浜田 161 号線外)
- 7 請願審査
 - (1) 請願第 5 号 浜田城址公園の桜樹勢回復及びその他危険木の対応に関する請願について
 - (2) 請願第 7 号 主要農作物種子法の復活等をもとめる意見書の提出について

裏面あり

8 陳情審査

- (1) 陳情第 106 号 貿易コンテナ貨物量の発表内容の見直しを求める陳情について
- (2) 陳情第 107 号 経済環境に合わせた基幹産業の定義及び補助金の配分を求める陳情について
- (3) 陳情第 108 号 事業の必要性について経済効果の有無を公表しながら進めることを求める陳情について
- (4) 陳情第 109 号 美又温泉国民保養センターの新指定管理者の運営に浜田市の積極的なかわりを求める陳情について
* 「10. 執行部報告事項 (4)」と関連あり

9 所管事務調査

- (1) 山陰浜田港公設市場の収支見込について 【水産振興課】
- (2) 株式会社栄徳水産浜田等の事業停止に伴う影響について 【水産振興課】

10 執行部報告事項

- (1) BUY 浜田運動について (報告) 【商工労働課】
- (2) 漁業別水揚げについて (報告) 【水産振興課】
- (3) 駅鈴モニュメント設置場所について 【観光交流課】
- (4) 美又温泉国民保養センターについて (報告) 【金城支所産業建設課】
- (5) 浜田市ふるさと体験村施設に係る検討状況について (報告) 【弥栄支所産業建設課】
- (6) 市道の廃止・認定の状況について 【維持管理課】
- (7) その他
・ (仮称) 浜田城資料館整備事業の補正予算要求について 【文化振興課・建築住宅課】

11 その他

**令和元年 6 月浜田市議会定例会
条例議案新旧対照表**

（産業建設委員会）

新旧対照表の見方

- 1 最上部に一部改正する条例の名称及び条例番号を表記しています。
- 2 新旧対照表の表記は、次のとおりです。
 - (1) 左欄の「現行」が改正前、右欄の「改正後（案）」が改正後の内容
 - (2) 改正のある条のみ表記
 - (3) 改正のある条の中の改正のない項及び号は「〔略〕」で表記
 - (4) 変更のある箇所を下線で表記

〔新旧対照表例〕

浜田市●●●条例（平成●●年浜田市条例第●●号）新旧対照表 （下線部分が改正箇所）

現行	改正後（案）
<p>（見出し）</p> <p>第●条 市長は、○○○○○○○○、●●●●とする。</p> <p>2 〔略〕</p>	<p>（見出し）</p> <p>第●条 市長は、○○○○○○○○、<u>▲▲▲▲</u>とする。</p> <p>2 〔略〕</p>

目 次

議案第38号	社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	…	1ページ
議案第46号	浜田市営住宅条例の一部を改正する条例について	…	76ページ

浜田市手数料条例（平成17年浜田市条例第70号）新旧対照表

（下線部分が改正箇所）

現行	改正後（案）
<p>（手数料の種類及び金額） 第2条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。</p>	<p>（手数料の種類及び金額） 第2条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。</p>
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>(25) 法第47条第5項の規定に基づ 開発登録簿1 <u>490円</u> く開発登録簿の写しの交付手数料 枚につき</p>	<p>(25) 法第47条第5項の規定に基づ 開発登録簿1 <u>500円</u> く開発登録簿の写しの交付手数料 枚につき</p>
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>ア 構造計算の方法が国土交通大臣 1の建築物に <u>160,000円</u> の認定を受けたプログラムによる つき もの</p>	<p>ア 構造計算の方法が国土交通大臣 1の建築物に <u>161,000円</u> の認定を受けたプログラムによる つき もの</p>
<p>イ 構造計算の方法が国土交通大臣 1の建築物に <u>212,000円</u> の認定を受けたプログラム以外の つき ものによるもの</p>	<p>イ 構造計算の方法が国土交通大臣 1の建築物に <u>213,000円</u> の認定を受けたプログラム以外の つき ものによるもの</p>
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>ア 工作物を築造する場合（イに掲 1件につき <u>8,030円</u> げる場合を除く。）</p>	<p>ア 工作物を築造する場合（イに掲 1件につき <u>8,050円</u> げる場合を除く。）</p>
<p>イ 確認を受けた工作物の計画の変 1件につき <u>4,010円</u> 更をして工作物を築造する場合</p>	<p>イ 確認を受けた工作物の計画の変 1件につき <u>4,020円</u> 更をして工作物を築造する場合</p>
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>

現行			改正後（案）		
(33)	建築基準法第88条第1項において準用する同法第7条第1項の規定に基づく工作物に関する完了検査申請手数料	1件につき <u>9,030円</u>	(33)	建築基準法第88条第1項において準用する同法第7条第1項の規定に基づく工作物に関する完了検査申請手数料	1件につき <u>9,050円</u>
(34)	建築基準法第43条第2項第1号の規定に基づく建築物の敷地と道との関係の建築認定申請手数料	1件につき <u>2万7,200円</u>	(34)	建築基準法第43条第2項第1号の規定に基づく建築物の敷地と道との関係の建築認定申請手数料	1件につき <u>2万7,300円</u>
[略]			[略]		
ア	建築物の数が2以下である場合	1件につき <u>7万8,200円</u>	ア	建築物の数が2以下である場合	1件につき <u>7万8,300円</u>
イ	建築物の数が3以上である場合	1件につき <u>7万8,200円</u> に 2を超える 建築物の 数に2万 8,000円を 乗じて得 た額を加 算した額	イ	建築物の数が3以上である場合	1件につき <u>7万8,300円</u> に 2を超える 建築物の 数に2万 8,000円を 乗じて得 た額を加 算した額
[略]			[略]		
ア	建築物（既存建築物を除く。以	1件につき <u>7万8,200円</u>	ア	建築物（既存建築物を除く。以	1件につき <u>7万8,300円</u>

現行	改正後（案）
<p>下この号において同じ。)の数が 1である場合</p> <p>イ 建築物の数が2以上である場合 1件につき <u>7 万</u> <u>8,200円</u>に 1を超える 建築物の 数に2万 8,000円を 乗じて得 た額を加 算した額</p>	<p>下この号において同じ。)の数が 1である場合</p> <p>イ 建築物の数が2以上である場合 1件につき <u>7 万</u> <u>8,300円</u>に 1を超える 建築物の 数に2万 8,000円を 乗じて得 た額を加 算した額</p>
[略]	[略]
<p>ア 建築物（一敷地内認定建築物を 1件につき <u>1万8,200</u> 除く。以下この号において同 <u>円</u> じ。)の数が1である場合</p>	<p>ア 建築物（一敷地内認定建築物を 1件につき <u>1万8,300</u> 除く。以下この号において同 <u>円</u> じ。)の数が1である場合</p>
<p>イ 建築物の数が2以上である場合 1件につき <u>7 万</u> <u>8,200円</u>に 1を超える 建築物の 数に2万 8,000円を 乗じて得 た額を加</p>	<p>イ 建築物の数が2以上である場合 1件につき <u>7 万</u> <u>8,300円</u>に 1を超える 建築物の 数に2万 8,000円を 乗じて得 た額を加</p>

現行		改正後（案）	
	算した額		算した額
(39) 建築基準法第86条の5第1項の規定に基づく一敷地内認定建築物の認定の取消し申請手数料	1件につき <u>6,450 円</u> に現に存する建築物の数に1万2,000円を乗じて得た額を加算した額	(39) 建築基準法第86条の5第1項の規定に基づく一敷地内認定建築物の認定の取消し申請手数料	1件につき <u>6,480 円</u> に現に存する建築物の数に1万2,000円を乗じて得た額を加算した額
(40) 建築基準法第86条の8第1項の規定に基づく既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に関する認定申請手数料	1件につき <u>2万7,200 円</u>	(40) 建築基準法第86条の8第1項の規定に基づく既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に関する認定申請手数料	1件につき <u>2万7,300 円</u>
(41) 建築基準法第86条の8第3項の規定に基づく既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に関する認定を受けた全体計画の変更に関する認定申請手数料	1件につき <u>2万7,200 円</u>	(41) 建築基準法第86条の8第3項の規定に基づく既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に関する認定を受けた全体計画の変更に関する認定申請手数料	1件につき <u>2万7,300 円</u>
[略]		[略]	

現行	改正後（案）
<p>(44) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項（同法第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出があった場合における計画の認定又は変更の認定申請手数料</p> <p>1件につき</p> <p>前2号の規定による手数料の額に、当該認定を受けようとする建築物に関連する第29号の規定による手数料の額（第7条第2項の規定により減額された場合にあつては、減額後の額）、第30号の規定による手数料の額に<u>100分</u></p>	<p>(44) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項（同法第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出があった場合における計画の認定又は変更の認定申請手数料</p> <p>1件につき</p> <p>前2号の規定による手数料の額に、当該認定を受けようとする建築物に関連する第29号の規定による手数料の額（第7条第2項の規定により減額された場合にあつては、減額後の額）、第30号の規定による手数料の額に<u>100分</u></p>

現行	改正後 (案)
<p> <u>の108</u>を乗じて得た額又は第31号の規定による手数料の額(第7条第2項の規定により減額された場合にあつては、減額後の額)の合計額を当該計画の認定又は変更の認定に係る申請の数で除して得た額を加算した額 </p>	<p> <u>の110</u>を乗じて得た額又は第31号の規定による手数料の額(第7条第2項の規定により減額された場合にあつては、減額後の額)の合計額を当該計画の認定又は変更の認定に係る申請の数で除して得た額を加算した額 </p>
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>

現行		改正後（案）	
(49) 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項（同法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出があった場合における計画の認定又は変更の認定申請手数料	1件につき 前2号の規定による手数料の額に、当該認定を受けようとする建築物に関連する第29号の規定による手数料の額（第7条第2項の規定により減額された場合にあつては、減額後の額）、第30号の規定による手数料の額に <u>100分</u>	(49) 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項（同法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出があった場合における計画の認定又は変更の認定申請手数料	1件につき 前2号の規定による手数料の額に、当該認定を受けようとする建築物に関連する第29号の規定による手数料の額（第7条第2項の規定により減額された場合にあつては、減額後の額）、第30号の規定による手数料の額に <u>100分</u>

現行	改正後（案）
<p>の108を乗じて得た額又は第31号の規定による手数料の額（第7条第2項の規定により減額された場合にあつては、減額後の額）を加算した額</p>	<p>の110を乗じて得た額又は第31号の規定による手数料の額（第7条第2項の規定により減額された場合にあつては、減額後の額）を加算した額</p>
<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>
<p>(52) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第2項（同法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出があつた場合における計画の認定又は変更の認定申請手数料</p>	<p>(52) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第2項（同法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出があつた場合における計画の認定又は変更の認定申請手数料</p>

現行	改正後（案）
<p>建築物に 関連する 第29号の 規定によ る手数料 の額（第7 条第2項の 規定によ り減額さ れた場合 にあって は、減額 後の額）、第 30号の規 定による 手数料の 額に<u>100分 の108</u>を乗 じて得た 額又は第 31号の規 定による 手数料の 額（第7条</p>	<p>建築物に 関連する 第29号の 規定によ る手数料 の額（第7 条第2項の 規定によ り減額さ れた場合 にあって は、減額 後の額）、第 30号の規 定による 手数料の 額に<u>100分 の110</u>を乗 じて得た 額又は第 31号の規 定による 手数料の 額（第7条</p>

現行			改正後（案）		
第2項の規定により減額された場合には、減額後の額)を加算した額			第2項の規定により減額された場合には、減額後の額)を加算した額		
[略]			[略]		
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）		
区分	単位	手数料の額	区分	単位	手数料の額
[略]			[略]		
ア 開発区域の面積が0.1ヘクタール未満	1 件	<u>9,030円</u>	ア 開発区域の面積が0.1ヘクタール未満	1 件	<u>9,080円</u>
[略]			[略]		
ウ 開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満	1 件	<u>4万5,500円</u>	ウ 開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満	1 件	<u>4万5,600円</u>
エ 開発区域の面積が0.6ヘクタール以	1	<u>9万1,600円</u>	エ 開発区域の面積が0.6ヘクタール以	1	<u>9万1,700円</u>

現行			改正後（案）		
上1ヘクタール未満	件		上1ヘクタール未満	件	
〔略〕			〔略〕		
イ 開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満	1 件	<u>3万1,900円</u>	イ 開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満	1 件	<u>3万2,000円</u>
〔略〕			〔略〕		
ア 開発区域の面積が0.1ヘクタール未満	1 件	<u>9万1,600円</u>	ア 開発区域の面積が0.1ヘクタール未満	1 件	<u>9万1,700円</u>
〔略〕			〔略〕		
(3) その他の変更		<u>1万600円</u>	(3) その他の変更		<u>1万700円</u>
3 都市計画法第41条第2項ただし書（同法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定による建築の許可の申請	1 件	<u>4万9,000円</u>	3 都市計画法第41条第2項ただし書（同法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定による建築の許可の申請	1 件	<u>4万9,100円</u>
〔略〕			〔略〕		
イ 開発区域の面積が1ヘクタール以上	1 件	<u>2,700円</u>	イ 開発区域の面積が1ヘクタール以上	1 件	<u>2,710円</u>
〔略〕			〔略〕		

別表第2（第2条関係）

区分	規格	単位	手数料の額
----	----	----	-------

別表第2（第2条関係）

区分	規格	単位	手数料の額
----	----	----	-------

現行				改正後（案）			
〔略〕				〔略〕			
広告板類及び広告塔	1m ² 未満	1個	<u>310円</u>	広告板類及び広告塔	1m ² 未満	1個	<u>320円</u>
	1m ² 以上3m ² 未満	1個	<u>780円</u>		1m ² 以上3m ² 未満	1個	<u>790円</u>
	3m ² 以上10m ² 未満	1個	1,660円		3m ² 以上10m ² 未満	1個	1,660円
	10m ² 以上100m ² 未満	1個	1,660円に10m ² を超える10m ² までごとに1,090円を加算した額		10m ² 以上100m ² 未満	1個	1,660円に10m ² を超える10m ² までごとに1,090円を加算した額
	100m ² 以上	1個	12,360円		100m ² 以上	1個	12,360円
電柱、街灯柱等の広告	巻付け	1枚	<u>310円</u>	電柱、街灯柱等の広告	巻付け	1枚	<u>320円</u>
	突出し	1個	<u>310円</u>		突出し	1個	<u>320円</u>
照明広告	3m ² 未満	1個	1,660円	照明広告	3m ² 未満	1個	1,660円
	3m ² 以上10m ² 未満	1個	2,810円		3m ² 以上10m ² 未満	1個	2,810円
	10m ² 以上100m ² 未満	1個	2,810円に10m ² を超える10m ² までごとに1,660円を加		10m ² 以上100m ² 未満	1個	2,810円に10m ² を超える10m ² までごとに1,660円を加

現行				改正後（案）			
			算した額				算した額
	100m ² 以上	1個	<u>19,140円</u>		100m ² 以上	1個	<u>19,150円</u>
〔略〕				〔略〕			
別表第4（第2条関係）				別表第4（第2条関係）			
区分		単位	手数料の額	区分		単位	手数料の額
〔略〕				〔略〕			
床面積の合計が100m ² を超え500m ² 以内のもの		1件	<u>8,610円</u>	床面積の合計が100m ² を超え500m ² 以内のもの		1件	<u>8,620円</u>
〔略〕				〔略〕			
別表第5（第2条関係）				別表第5（第2条関係）			
区分		単位	手数料の額	区分		単位	手数料の額
床面積の合計が30m ² 以内のもの		1件	<u>5,020円</u>	床面積の合計が30m ² 以内のもの		1件	<u>5,030円</u>
床面積の合計が30m ² を超え100m ² 以内のもの		1件	<u>9,030円</u>	床面積の合計が30m ² を超え100m ² 以内のもの		1件	<u>9,050円</u>
〔略〕				〔略〕			
床面積の合計が1,000m ² を超え2,000m ² 以内のもの		1件	<u>48,100円</u>	床面積の合計が1,000m ² を超え2,000m ² 以内のもの		1件	<u>48,200円</u>

現行			改正後（案）		
〔略〕			〔略〕		
床面積の合計が50,000m ² を超えるもの	1件	<u>461,000円</u>	床面積の合計が50,000m ² を超えるもの	1件	<u>462,000円</u>
別表第6（第2条関係）			別表第6（第2条関係）		
区分	単位	手数料の額	区分	単位	手数料の額
〔略〕			〔略〕		
床面積の合計が1,000m ² を超え2,000m ² 以内のもの	1件	<u>50,200円</u>	床面積の合計が1,000m ² を超え2,000m ² 以内のもの	1件	<u>50,300円</u>
〔略〕			〔略〕		
別表第9（第2条関係）			別表第9（第2条関係）		
区分	単位	手数料の額	区分	単位	手数料の額
1 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この表及び次表において同じ。）に係る計画の認定を受けようとする場合	1件	<u>33,500円</u> （適合証等（技術審査機関（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関、住宅の品質確保の促進等に関する法律（以下この表及び次表において「住宅品質確保法」という。）第5条第1項の登録住宅性能評価	1 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この表及び次表において同じ。）に係る計画の認定を受けようとする場合	1件	<u>33,600円</u> （適合証等（技術審査機関（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関、住宅の品質確保の促進等に関する法律（以下この表及び次表において「住宅品質確保法」という。）第5条第1項の登録住宅性能評価

現行			改正後（案）		
		<p>機関又は建築基準法第77条の21第1項の指定確認検査機関をいう。次表において同じ。）が作成した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号から第3号までに掲げる基準（次表において「認定基準」という。）に適合していることを示す書類又は住宅品質確保法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（市長が別に定める基準に適合しているものに限る。次表において同じ。）をいう。以下この表において同じ。）の提出がある場合にあつては、4,600円)</p>			<p>機関又は建築基準法第77条の21第1項の指定確認検査機関をいう。次表において同じ。）が作成した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号から第3号までに掲げる基準（次表において「認定基準」という。）に適合していることを示す書類又は住宅品質確保法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（市長が別に定める基準に適合しているものに限る。次表において同じ。）をいう。以下この表において同じ。）の提出がある場合にあつては、4,600円)</p>
〔略〕			〔略〕		
(1) 計画の認定を受けようとする住戸数の合計（以下この表において「認定戸数」という。）が5戸以下のもの	1件	<u>67,700円</u> （適合証等の提出がある場合にあつては、9,200円）	(1) 計画の認定を受けようとする住戸数の合計（以下この表において「認定戸数」という。）が5戸以下のもの	1件	<u>67,900円</u> （適合証等の提出がある場合にあつては、9,200円）
(2) 認定戸数が6戸以上	1	<u>93,900円</u> （適合証等の提出が	(2) 認定戸数が6戸以上	1	<u>94,100円</u> （適合証等の提出が

現行			改正後（案）		
10戸以下のもの	件	ある場合にあつては、15,500円)	10戸以下のもの	件	ある場合にあつては、15,500円)
[略]			[略]		
ア 総住戸数が5戸以下のもの	1件	<u>67,700円</u> （適合証等の提出がある場合にあつては、9,200円)	ア 総住戸数が5戸以下のもの	1件	<u>67,900円</u> （適合証等の提出がある場合にあつては、9,200円)
イ 総住戸数が6戸以上10戸以下のもの	1件	<u>93,900円</u> （適合証等の提出がある場合にあつては、15,500円)	イ 総住戸数が6戸以上10戸以下のもの	1件	<u>94,100円</u> （適合証等の提出がある場合にあつては、15,500円)
[略]			[略]		
ア 非住宅部分の床面積の合計が300m ² 以内のもの	1件	<u>236,000円</u> （適合証等の提出がある場合にあつては、9,200円)	ア 非住宅部分の床面積の合計が300m ² 以内のもの	1件	<u>237,000円</u> （適合証等の提出がある場合にあつては、9,200円)
イ 非住宅部分の床面積の合計が300m ² を超え500m ² 以内のもの	1件	<u>371,000円</u> （適合証等の提出がある場合にあつては、25,900円)	イ 非住宅部分の床面積の合計が300m ² を超え500m ² 以内のもの	1件	<u>372,000円</u> （適合証等の提出がある場合にあつては、25,900円)
[略]			[略]		
(1) 床面積の合計が300m ² 以内のもの	1件	<u>236,000円</u> （適合証等の提出がある場合にあつては、9,200円)	(1) 床面積の合計が300m ² 以内のもの	1件	<u>237,000円</u> （適合証等の提出がある場合にあつては、9,200円)

現行			改正後（案）		
(2) 床面積の合計が300m ² を超え500m ² 以内のもの	1件	<u>371,000円</u> （適合証等の提出がある場合にあっては、25,900円）	(2) 床面積の合計が300m ² を超え500m ² 以内のもの	1件	<u>372,000円</u> （適合証等の提出がある場合にあっては、25,900円）
別表第10（第2条関係）			別表第10（第2条関係）		
区分	単位	手数料の額	区分	単位	手数料の額
1 一戸建ての住宅に係る計画の変更の認定を受けようとする場合	1件	<u>16,700円</u> （変更後の計画に係る適合証等（計画の変更の認定を受けようとする計画について技術審査機関が作成した認定基準に適合していることを示す書類又は住宅品質確保法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書をいう。以下この表において同じ。）の提出がある場合にあっては、2,300円）	1 一戸建ての住宅に係る計画の変更の認定を受けようとする場合	1件	<u>16,800円</u> （変更後の計画に係る適合証等（計画の変更の認定を受けようとする計画について技術審査機関が作成した認定基準に適合していることを示す書類又は住宅品質確保法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書をいう。以下この表において同じ。）の提出がある場合にあっては、2,300円）
〔略〕			〔略〕		
ア 計画の変更により増加する住戸数が5戸以下のもの	1件	<u>67,700円</u> （変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあっては、9,200円）	ア 計画の変更により増加する住戸数が5戸以下のもの	1件	<u>67,900円</u> （変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあっては、9,200円）
イ 計画の変更により増加する住戸数が6	1件	<u>93,900円</u> （変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあ	イ 計画の変更により増加する住戸数が6	1件	<u>94,100円</u> （変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあ

現行			改正後（案）		
戸以上10戸以下のもの		っては、15,500円)	戸以上10戸以下のもの		っては、15,500円)
[略]			[略]		
ア 計画の変更に係る非住宅部分（床面積の増加に係る部分を除く。）の床面積の2分の1の面積と当該計画の変更に係る非住宅部分のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計（以下この表において「変更に係る非住宅部分の床面積の合計」という。）が300m ² 以内のもの	1件	236,000円 （変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあっては、9,200円）	ア 計画の変更に係る非住宅部分（床面積の増加に係る部分を除く。）の床面積の2分の1の面積と当該計画の変更に係る非住宅部分のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計（以下この表において「変更に係る非住宅部分の床面積の合計」という。）が300m ² 以内のもの	1件	237,000円 （変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあっては、9,200円）
イ 変更に係る非住宅部分の床面積の合計が300m ² を超え500m ² 以内のもの	1件	371,000円 （変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあっては、25,900円）	イ 変更に係る非住宅部分の床面積の合計が300m ² を超え500m ² 以内のもの	1件	372,000円 （変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあっては、25,900円）
[略]			[略]		

現行			改正後（案）		
(1) 計画の変更に係る部分（床面積の増加に係る部分を除く。）の床面積の2分の1の面積と当該計画の変更に係る部分のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計（以下この表において「変更に係る部分の床面積の合計」という。）が300m ² 以内のもの	1件	<u>236,000円</u> （変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあっては、9,200円）	(1) 計画の変更に係る部分（床面積の増加に係る部分を除く。）の床面積の2分の1の面積と当該計画の変更に係る部分のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計（以下この表において「変更に係る部分の床面積の合計」という。）が300m ² 以内のもの	1件	<u>237,000円</u> （変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあっては、9,200円）
(2) 変更に係る部分の床面積の合計が300m ² を超え500m ² 以内のもの	1件	<u>371,000円</u> （変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあっては、25,900円）	(2) 変更に係る部分の床面積の合計が300m ² を超え500m ² 以内のもの	1件	<u>372,000円</u> （変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあっては、25,900円）

別表第11（第2条関係）

区分	単位	手数料の額
〔略〕		
ア 非住宅部分の床面積の合計が300m ² 未	1件	<u>223,000円</u> （非住宅誘導基準適合証（建築物のエネルギー消費

別表第11（第2条関係）

区分	単位	手数料の額
〔略〕		
ア 非住宅部分の床面積の合計が300m ² 未	1件	<u>224,000円</u> （非住宅誘導基準適合証（建築物のエネルギー消費

現行			改正後（案）		
満のもの		性能の向上に関する法律第15条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下この表及び別表第13において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）が作成した建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号（同法第31条第2項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合していることを示す書類をいう。以下この表及び次表において同じ。）の提出がある場合にあつては、10,000円)	満のもの		性能の向上に関する法律第15条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下この表及び別表第13において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）が作成した建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号（同法第31条第2項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合していることを示す書類をいう。以下この表及び次表において同じ。）の提出がある場合にあつては、10,000円)
イ 非住宅部分の床面積の合計が300m ² 以上500m ² 以内のもの	1件	356,000円 （非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあつては、26,000円)	イ 非住宅部分の床面積の合計が300m ² 以上500m ² 以内のもの	1件	357,000円 （非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあつては、26,000円)
〔略〕			〔略〕		
イ 非住宅部分の床面積の合計が300m ² 以上500m ² 以内のもの	1件	141,000円 （非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあつては、26,000円)	イ 非住宅部分の床面積の合計が300m ² 以上500m ² 以内のもの	1件	142,000円 （非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあつては、26,000円)
〔略〕			〔略〕		

現行			改正後（案）		
イ 住宅部分の床面積の合計が300m ² 以上500m ² 以内のもの	1件	113,000円 （住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあつては、20,000円）	イ 住宅部分の床面積の合計が300m ² 以上500m ² 以内のもの	1件	114,000円 （住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあつては、20,000円）
[略]			[略]		
別表第12（第2条関係）			別表第12（第2条関係）		
区分	単位	手数料の額	区分	単位	手数料の額
[略]			[略]		
ア 非住宅部分の計画の変更に係る部分（床面積の増加に係る部分を除く。）の床面積の2分の1の面積と当該計画の変更に係る部分の面積のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計（以下この表において「計画の変更に係る部分の床面積の合計」という。）が300m ² 未満	1件	223,000円 （非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあつては、10,000円）	ア 非住宅部分の計画の変更に係る部分（床面積の増加に係る部分を除く。）の床面積の2分の1の面積と当該計画の変更に係る部分の面積のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計（以下この表において「計画の変更に係る部分の床面積の合計」という。）が300m ² 未満	1件	224,000円 （非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあつては、10,000円）

現行			改正後（案）		
のもの			のもの		
イ 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300m ² 以上500m ² 以内のもの	1件	<u>356,000円</u> （非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあつては、26,000円）	イ 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300m ² 以上500m ² 以内のもの	1件	<u>357,000円</u> （非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあつては、26,000円）
〔略〕			〔略〕		
イ 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300m ² 以上500m ² 以内のもの	1件	<u>141,000円</u> （非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあつては、26,000円）	イ 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300m ² 以上500m ² 以内のもの	1件	<u>142,000円</u> （非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあつては、26,000円）
〔略〕			〔略〕		
イ 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300m ² 以上500m ² 以内のもの	1件	<u>113,000円</u> （住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあつては、20,000円）	イ 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300m ² 以上500m ² 以内のもの	1件	<u>114,000円</u> （住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあつては、20,000円）
〔略〕			〔略〕		

現行			改正後（案）		
別表第13（第2条関係）			別表第13（第2条関係）		
区分	単位	手数料の額	区分	単位	手数料の額
〔略〕			〔略〕		
ア 非住宅部分の床面積の合計が300m ² 未満のもの	1件	<u>223,000円</u> （非住宅基準適合証等（登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第3号に掲げる基準に適合していることを示す書類又は市長が定めるその他の図書をいう。以下この表において同じ。）の提出がある場合にあっては、10,000円）	ア 非住宅部分の床面積の合計が300m ² 未満のもの	1件	<u>224,000円</u> （非住宅基準適合証等（登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第3号に掲げる基準に適合していることを示す書類又は市長が定めるその他の図書をいう。以下この表において同じ。）の提出がある場合にあっては、10,000円）
イ 非住宅部分の床面積の合計が300m ² 以上500m ² 以内のもの	1件	<u>356,000円</u> （非住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、26,000円）	イ 非住宅部分の床面積の合計が300m ² 以上500m ² 以内のもの	1件	<u>357,000円</u> （非住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、26,000円）
〔略〕			〔略〕		
イ 非住宅部分の床面積の合計が300m ² 以上500m ² 以内のもの	1件	<u>141,000円</u> （非住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、26,000円）	イ 非住宅部分の床面積の合計が300m ² 以上500m ² 以内のもの	1件	<u>142,000円</u> （非住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、26,000円）

現行			改正後（案）		
[略]			[略]		
イ 住宅部分の床面積の合計が300m ² 以上500m ² 以内のもの	1件	113,000円 （住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、20,000円）	イ 住宅部分の床面積の合計が300m ² 以上500m ² 以内のもの	1件	114,000円 （住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、20,000円）
[略]			[略]		

浜田市かなぎウェスタンライディングパーク条例（平成24年浜田市条例第34号）新旧対照表

（下線部分が改正箇所）

現行				改正後（案）			
別表（第12条関係）				別表（第12条関係）			
〔略〕				〔略〕			
乗馬	外乗コース	1人1回につき	<u>16,200円</u>	乗馬	外乗コース	1人1回につき	<u>16,500円</u>
	内乗コース		<u>1,080円</u>		内乗コース		<u>1,100円</u>
馬車			<u>540円</u>	馬車			<u>550円</u>
〔略〕				〔略〕			
入園		1人1時間につき	<u>1,620円</u>	入園		1人1時間につき	<u>1,650円</u>
〔略〕				〔略〕			
貸室	全館	1時間につき	<u>1,620円</u>	貸室	全館	1時間につき	<u>1,650円</u>
	各室	1室1時間につき	<u>540円</u>		各室	1室1時間につき	<u>550円</u>
宿泊		1人1泊につき	<u>5,400円</u>	宿泊		1人1泊につき	<u>5,500円</u>

浜田市都川交流促進施設条例（平成17年浜田市条例第285号）新旧対照表 （下線部分が改正箇所）

現行		改正後（案）	
別表（第11条関係）		別表（第11条関係）	
区分	利用料金の上限額	区分	利用料金の上限額
基本料金	1棟につき <u>2,050円</u>	基本料金	1棟につき <u>2,080円</u>
大人（中学生以上）	1人1泊につき <u>2,570円</u>	大人（中学生以上）	1人1泊につき <u>2,610円</u>
小学生	1人1泊につき <u>2,050円</u>	小学生	1人1泊につき <u>2,080円</u>
[略]		[略]	

浜田市山村開発センター条例（平成17年浜田市条例第167号）新旧対照表 （下線部分が改正箇所）

現行					改正後（案）				
別表（第8条関係）					別表（第8条関係）				
〔略〕					〔略〕				
全館	<u>5,400円</u>	<u>1,080円</u>	<u>7,560円</u>	<u>2,160円</u>	全館	<u>5,500円</u>	<u>1,100円</u>	<u>7,700円</u>	<u>2,200円</u>
大集会室	<u>3,240円</u>	<u>540円</u>	<u>4,320円</u>	<u>1,080円</u>	大集会室	<u>3,300円</u>	<u>550円</u>	<u>4,400円</u>	<u>1,100円</u>
その他の室	1室につき <u>1,080円</u>	1室につき <u>216円</u>	1室につき <u>1,620円</u>	1室につき <u>432円</u>	その他の室	1室につき <u>1,100円</u>	1室につき <u>220円</u>	1室につき <u>1,650円</u>	1室につき <u>440円</u>
調理実習台	1台につき <u>540円</u>	1台につき <u>216円</u>	1台につき <u>540円</u>	1台につき <u>432円</u>	調理実習台	1台につき <u>550円</u>	1台につき <u>220円</u>	1台につき <u>550円</u>	1台につき <u>440円</u>
冷暖房施設	使用1時間あたり大集会室 <u>540円</u> 、その他の各室 <u>324円</u>				冷暖房施設	使用1時間あたり大集会室 <u>550円</u> 、その他の各室 <u>330円</u>			
〔略〕					〔略〕				
大ホール	1時間につき <u>1,892円</u>				大ホール	1時間につき <u>1,927円</u>			
中ホール	" <u>1,470円</u>				中ホール	" <u>1,497円</u>			
小ホール	1か月につき <u>34,076円</u>				小ホール	1か月につき <u>34,707円</u>			
研修室	1時間につき <u>730円</u>				研修室	1時間につき <u>743円</u>			

現行			改正後（案）				
宿泊室	〃	<u>627円</u>		宿泊室	〃	<u>638円</u>	
青年研修室	〃	<u>318円</u>		青年研修室	〃	<u>323円</u>	
小会議室	〃	<u>318円</u>		小会議室	〃	<u>323円</u>	
調理室	〃	<u>1,470円</u>	ガスを使用する場合は、実費を加算する。	調理室	〃	<u>1,497円</u>	ガスを使用する場合は、実費を加算する。
老人休養室	〃	<u>1,254円</u>		老人休養室	〃	<u>1,277円</u>	
大会議室	〃	<u>1,254円</u>		大会議室	〃	<u>1,277円</u>	
葬儀	1回につき	<u>32,297円</u>	2日以内とし、老人休養室、研修室、宿泊室、調理室を使用する。	葬儀	1回につき	<u>32,895円</u>	2日以内とし、老人休養室、研修室、宿泊室、調理室を使用する。

現行					改正後（案）				
別表（第9条関係）					別表（第9条関係）				
〔略〕					〔略〕				
全館	<u>5,400円</u>	<u>1,080円</u>	<u>7,560円</u>	<u>2,160円</u>	全館	<u>5,500円</u>	<u>1,100円</u>	<u>7,700円</u>	<u>2,200円</u>
多目的研修 ホール	<u>3,240円</u>	<u>540円</u>	<u>4,320円</u>	<u>1,080円</u>	多目的研修 ホール	<u>3,300円</u>	<u>550円</u>	<u>4,400円</u>	<u>1,100円</u>
その他の室	1室につき <u>1,080円</u>	1室につき <u>216円</u>	1室につき <u>1,620円</u>	1室につき <u>432円</u>	その他の室	1室につき <u>1,100円</u>	1室につき <u>220円</u>	1室につき <u>1,650円</u>	1室につき <u>440円</u>
農産加工実 習室	使用1回あたり <u>540円</u>				農産加工実 習室	使用1回あたり <u>550円</u>			
餅つき機械 設備	使用1回あたり <u>540円</u>				餅つき機械 設備	使用1回あたり <u>550円</u>			
みそづくり 設備	使用1回あたり <u>2,160円</u>				みそづくり 設備	使用1回あたり <u>2,200円</u>			
その他加工 設備	使用1回あたり <u>540円</u>				その他加工 設備	使用1回あたり <u>550円</u>			
営農指導室	土壌検定1件あたり <u>540円</u>				営農指導室	土壌検定1件あたり <u>550円</u>			
冷暖房施設	使用1時間あたり				冷暖房施設	使用1時間あたり			

現行						改正後（案）					
		多目的研修ホール <u>540円</u> その他の各室 <u>324円</u>						多目的研修ホール <u>550円</u> その他の各室 <u>330円</u>			
〔略〕						〔略〕					
大研修室	<u>920円</u>	<u>920円</u>	<u>920円</u>	200円	1時間 300円	大研修室	<u>930円</u>	<u>930円</u>	<u>930円</u>	200円	1時間 300円
小研修室	<u>610円</u>	<u>610円</u>	<u>610円</u>	200円	” 200円	小研修室	<u>620円</u>	<u>620円</u>	<u>620円</u>	200円	” 200円
和室研修室	<u>820円</u>	<u>820円</u>	<u>820円</u>	200円	” 300円	和室研修室	<u>830円</u>	<u>830円</u>	<u>830円</u>	200円	” 300円
トレーニングホール	<u>2,050円</u>	<u>2,050円</u>	<u>3,080円</u>	410円	” <u>820円</u>	トレーニングホール	<u>2,080円</u>	<u>2,080円</u>	<u>3,130円</u>	410円	” <u>830円</u>
〔略〕						〔略〕					
農産加工実習室	<u>1,020円</u>	<u>1,020円</u>	<u>1,230円</u>	200円	LPG実費	農産加工実習室	<u>1,030円</u>	<u>1,030円</u>	<u>1,250円</u>	200円	LPG実費
全館	<u>5,140円</u>	<u>5,140円</u>	<u>6,170円</u>	<u>820円</u>	1時間 <u>1,850円</u>	全館	<u>5,230円</u>	<u>5,230円</u>	<u>6,280円</u>	<u>830円</u>	1時間 <u>1,880円</u>

現行	改正後（案）
(3) 慶弔についての使用は1日当たり <u>30,850円</u> とし、1日増すごとに <u>10,280円</u> を加算する。	(3) 慶弔についての使用は1日当たり <u>31,420円</u> とし、1日増すごとに <u>10,470円</u> を加算する。

浜田市石州和紙会館条例（平成29年浜田市条例第13号）新旧対照表

（下線部分が改正箇所）

現行			改正後（案）		
別表（第10条関係）			別表（第10条関係）		
〔略〕			〔略〕		
手すき和紙体 験	はがき判（2枚）作成	<u>540円</u>	手すき和紙体 験	はがき判（2枚）作成	<u>550円</u>
	色紙判（2枚）作成	<u>1,620円</u>		色紙判（2枚）作成	<u>1,650円</u>
	A3版（1枚）作成	<u>1,290円</u>		A3版（1枚）作成	<u>1,320円</u>

浜田市石州和紙会館条例施行規則（平成29年浜田市規則第21号）新旧対照表（下線部分が改正箇所）

現行		改正後（案）	
別表（第7条関係）		別表（第7条関係）	
〔略〕		〔略〕	
すき舟	1,080円	すき舟	1,100円
鉄板乾燥機	1,620円	鉄板乾燥機	1,650円
煮熟釜	原料蒸し作業の場合	煮熟釜	原料蒸し作業の場合
	煮熟作業の場合		煮熟作業の場合
	3,240円		3,300円
	1,620円		1,650円
叩解機	540円	叩解機	550円
表装機	540円	表装機	550円
裁断機	540円	裁断機	550円

浜田市リフレッシュビレッジ施設条例（平成17年浜田市条例第287号）新旧対照表 （下線部分が改正箇所）

現行				改正後（案）			
別表（第12条関係）				別表（第12条関係）			
区分		宿泊料金の範囲		区分		宿泊料金の範囲	
〔略〕				〔略〕			
（和室）		1人1泊につき <u>2,160円</u> 以上 <u>16,200円</u> 以下		（和室）		1人1泊につき <u>2,200円</u> 以上 <u>16,500円</u> 以下	
（洋室）		1人1泊につき <u>2,160円</u> 以上 <u>16,200円</u> 以下		（洋室）		1人1泊につき <u>2,200円</u> 以上 <u>16,500円</u> 以下	
（簡易宿泊室）		1人1泊につき <u>1,620円</u> 以上 <u>16,200円</u> 以下		（簡易宿泊室）		1人1泊につき <u>1,650円</u> 以上 <u>16,500円</u> 以下	
ふるさと交流室		1人1泊につき <u>1,080円</u> 以上 <u>10,800円</u> 以下		ふるさと交流室		1人1泊につき <u>1,100円</u> 以上 <u>11,000円</u> 以下	
区分		休憩料金及び利用料金の範囲		区分		休憩料金及び利用料金の範囲	
		4時間まで	4時間を超える1時間ごとの加算額			4時間まで	4時間を超える1時間ごとの加算額
宿泊棟和室	1室につき	<u>3,240円</u> 以上 <u>10,800円</u> 以下	<u>540円</u> 以上 <u>2,160円</u> 以下	宿泊棟和室	1室につき	<u>3,300円</u> 以上 <u>11,000円</u> 以下	<u>550円</u> 以上 <u>2,200円</u> 以下
宿泊棟洋室	1室につき	<u>4,320円</u> 以上 <u>10,800円</u> 以下	<u>540円</u> 以上 <u>2,160円</u> 以下	宿泊棟洋室	1室につき	<u>4,400円</u> 以上 <u>11,000円</u> 以下	<u>550円</u> 以上 <u>2,200円</u> 以下
宿泊棟	1室につき	<u>2,700円</u> 以上 <u>10,800円</u>	<u>540円</u> 以上 <u>2,160円</u> 以下	宿泊棟	1室につき	<u>2,750円</u> 以上 <u>11,000円</u>	<u>550円</u> 以上 <u>2,200円</u> 以下

現行

簡易宿泊室	き	以下	下
ふるさと交流室 59.5畳	1室につき	<u>5,400円</u> 以上 <u>43,200円</u> 以下	<u>1,080円</u> 以上 <u>4,320円</u> 以下
ふるさと交流室	大人（中学生以上）1人につき	<u>432円</u> 以上 <u>1,080円</u> 以下	<u>108円</u> 以上 <u>432円</u> 以下
	小学生1人につき	<u>216円</u> 以上 <u>648円</u> 以下	

[略]

区分	入浴料金の額の範囲	備考
大人（中学生以上）	<u>411円</u> 以上 <u>822円</u> 以下	(1) 回数券等を発行する場合の入浴料金の割引率は、3割以内とする。 (2) 回数券等による入浴料金の還付は

改正後（案）

簡易宿泊室	き	以下	下
ふるさと交流室 59.5畳	1室につき	<u>5,500円</u> 以上 <u>44,000円</u> 以下	<u>1,100円</u> 以上 <u>4,400円</u> 以下
ふるさと交流室	大人（中学生以上）1人につき	<u>440円</u> 以上 <u>1,100円</u> 以下	<u>110円</u> 以上 <u>440円</u> 以下
	小学生1人につき	<u>220円</u> 以上 <u>660円</u> 以下	

[略]

区分	入浴料金の額の範囲	備考
大人（中学生以上）	<u>418円</u> 以上 <u>837円</u> 以下	(1) 回数券等を発行する場合の入浴料金の割引率は、3割以内とする。 (2) 回数券等による入浴料金の還付は

現行			改正後（案）		
小学生	<u>205円</u> 以上 <u>411円</u> 以下	行わない。 (3) 大人が同伴する小学生未満の子ども入浴料金は、無料とする。 (4) 入浴料金は、入湯税を含む。	小学生	<u>208円</u> 以上 <u>418円</u> 以下	行わない。 (3) 大人が同伴する小学生未満の子ども入浴料金は、無料とする。 (4) 入浴料金は、入湯税を含む。

現行			改正後（案）		
別表（第12条関係）			別表（第12条関係）		
施設名	区分	利用料金の範囲	施設名	区分	利用料金の範囲
交流研修センター	1 多目的宿泊室 2 宿泊室	1泊1人当たり 大人（高校生以上） <u>2,057円以上4,114円</u> 以下 小・中学生 <u>1,028円以上3,085円</u> 以下 小学生未満 無料 ただし、多目的宿泊室を宿泊を伴わない会議、研修会又は休憩に利用する場合は、無料とする。	交流研修センター	1 多目的宿泊室 2 宿泊室	1泊1人当たり 大人（高校生以上） <u>2,095円以上4,190円</u> 以下 小・中学生 <u>1,047円以上3,142円</u> 以下 小学生未満 無料 ただし、多目的宿泊室を宿泊を伴わない会議、研修会又は休憩に利用する場合は、無料とする。
炊事場 キャンプ場		1泊1人当たり <u>102円以上307円</u> 以下	炊事場 キャンプ場		1泊1人当たり <u>103円以上312円</u> 以下
バンガロー		1泊1棟当たり 午後4時から翌日の午前10時まで <u>10,284円以上30,856円</u> 以下	バンガロー		1泊1棟当たり 午後4時から翌日の午前10時まで <u>10,474円以上31,427円</u> 以下
林間劇場		1日当たり <u>5,141円以上15,427円</u> 以下 ただし、キャンプ場利用者が利用する場合は、無料とする。	林間劇場		1日当たり <u>5,236円以上15,712円</u> 以下 ただし、キャンプ場利用者が利用する場合は、無料とする。

現行					改正後（案）				
別表（第9条関係）					別表（第9条関係）				
〔略〕					〔略〕				
（全館）	<u>4,320円</u>	<u>864円</u>	<u>6,480円</u>	<u>1,296円</u>	（全館）	<u>4,400円</u>	<u>880円</u>	<u>6,600円</u>	<u>1,320円</u>
（運動ホール）	<u>3,240円</u>	<u>540円</u>	<u>4,320円</u>	<u>1,080円</u>	（運動ホール）	<u>3,300円</u>	<u>550円</u>	<u>4,400円</u>	<u>1,100円</u>
（調理実習室兼研修室）	<u>1,080円</u>	<u>216円</u>	<u>1,620円</u>	<u>432円</u>	（調理実習室兼研修室）	<u>1,100円</u>	<u>220円</u>	<u>1,650円</u>	<u>440円</u>
（会議室1）	<u>540円</u>	<u>108円</u>	<u>756円</u>	<u>216円</u>	（会議室1）	<u>550円</u>	<u>110円</u>	<u>770円</u>	<u>220円</u>
（会議室2）	<u>540円</u>	<u>108円</u>	<u>756円</u>	<u>216円</u>	（会議室2）	<u>550円</u>	<u>110円</u>	<u>770円</u>	<u>220円</u>

浜田市ふるさと生活創作館条例（平成17年浜田市条例第173号）新旧対照表 （下線部分が改正箇所）

現行					改正後（案）				
別表（第8条関係）					別表（第8条関係）				
〔略〕					〔略〕				
高齢者創作室（木工）	<u>540円</u>	<u>108円</u>	<u>756円</u>	<u>216円</u>	高齢者創作室（木工）	<u>550円</u>	<u>110円</u>	<u>770円</u>	<u>220円</u>
高齢者創作室（竹細工）	<u>540円</u>	<u>108円</u>	<u>756円</u>	<u>216円</u>	高齢者創作室（竹細工）	<u>550円</u>	<u>110円</u>	<u>770円</u>	<u>220円</u>
和紙創作室	<u>540円</u>	<u>108円</u>	<u>756円</u>	<u>216円</u>	和紙創作室	<u>550円</u>	<u>110円</u>	<u>770円</u>	<u>220円</u>
金城の味伝承室	<u>1,080円</u>	<u>216円</u>	<u>1,620円</u>	<u>432円</u>	金城の味伝承室	<u>1,100円</u>	<u>220円</u>	<u>1,650円</u>	<u>440円</u>
高齢者学習室	<u>540円</u>	<u>108円</u>	<u>756円</u>	<u>216円</u>	高齢者学習室	<u>550円</u>	<u>110円</u>	<u>770円</u>	<u>220円</u>

現行

改正後（案）

別表第2（第12条関係）

別表第2（第12条関係）

施設名	宿泊料金の範囲		
研修道場	大人（中学生以上）	1人1泊につき	<u>3,085円</u> 以上 <u>6,171円</u> 以下
	子ども（4歳以上小学生以下）	1人1泊につき	<u>1,542円</u> 以上 <u>2,571円</u> 以下
備考 1回の利用許可による宿泊料金の合計額が <u>15,428円</u> 以上 <u>30,857円</u> 以下の範囲において指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額に満たないときは、当該定める額をその宿泊に係る宿泊料金の合計額として徴収するものとする。			
ログハウス	利用者	1人1泊につき	<u>1,285円</u> 以上 <u>3,085円</u> 以下
	備考	(1) 年齢満3歳以下の者の宿泊料金は、無料とする。 (2) 1回の利用許可による宿泊料金の合計額が、定員6人のログハウスについては <u>8,228円</u> 以上 <u>16,457円</u> 以下の範囲内で、定員8人用のログハウスについては <u>10,285円</u> 以上 <u>20,571円</u> 以下の範囲内で、指定管理者があらかじめ市長の承認を得てそ	

施設名	宿泊料金の範囲		
研修道場	大人（中学生以上）	1人1泊につき	<u>3,142円</u> 以上 <u>6,285円</u> 以下
	子ども（4歳以上小学生以下）	1人1泊につき	<u>1,570円</u> 以上 <u>2,618円</u> 以下
備考 1回の利用許可による宿泊料金の合計額が <u>15,713円</u> 以上 <u>31,428円</u> 以下の範囲において指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額に満たないときは、当該定める額をその宿泊に係る宿泊料金の合計額として徴収するものとする。			
ログハウス	利用者	1人1泊につき	<u>1,308円</u> 以上 <u>3,142円</u> 以下
	備考	(1) 年齢満3歳以下の者の宿泊料金は、無料とする。 (2) 1回の利用許可による宿泊料金の合計額が、定員6人のログハウスについては <u>8,380円</u> 以上 <u>16,761円</u> 以下の範囲内で、定員8人用のログハウスについては <u>10,475円</u> 以上 <u>20,951円</u> 以下の範囲内で、指定管理者があらかじめ市長の承認を得てそ	

現行		改正後（案）			
	れぞれ定める額に満たないときは、当該それぞれ定める額をそれぞれの宿泊に係る宿泊料金の合計額として徴収するものとする。		れぞれ定める額に満たないときは、当該それぞれ定める額をそれぞれの宿泊に係る宿泊料金の合計額として徴収するものとする。		
暖房費の加算	11月から翌年の3月までの期間における研修道場及びログハウスの宿泊については、宿泊利用者1人1泊当たり <u>102円</u> 以上 <u>205円</u> 以下の範囲内で指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額を当該宿泊料金に加算する。	暖房費の加算	11月から翌年の3月までの期間における研修道場及びログハウスの宿泊については、宿泊利用者1人1泊当たり <u>103円</u> 以上 <u>208円</u> 以下の範囲内で指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額を当該宿泊料金に加算する。		
施設名	利用料金等の範囲		施設名	利用料金等の範囲	
研修道場	全館利用（1人1時間当たり）	<u>1,285円</u> 以上 <u>2,571円</u> 以下	研修道場	全館利用（1人1時間当たり）	<u>1,308円</u> 以上 <u>2,618円</u> 以下
	部分利用（1室1時間当たり）	<u>257円</u> 以上 <u>1,285円</u> 以下		部分利用（1室1時間当たり）	<u>261円</u> 以上 <u>1,308円</u> 以下
ログハウス	定員6人用（1棟1時間当たり）	<u>771円</u> 以上 <u>1,542円</u> 以下	ログハウス	定員6人用（1棟1時間当たり）	<u>785円</u> 以上 <u>1,570円</u> 以下
	定員8人用（1棟1時間当たり）	<u>1,028円</u> 以上 <u>2,057円</u> 以下		定員8人用（1棟1時間当たり）	<u>1,047円</u> 以上 <u>2,095円</u> 以下
ふるさと交流館	研修室	<u>1,028円</u> 以上 <u>2,057円</u> 以下	ふるさと交流館	研修室	<u>1,047円</u> 以上 <u>2,095円</u> 以下
	食文化体験実習室	<u>1,028円</u> 以上 <u>2,057円</u> 以下		食文化体験実習室	<u>1,047円</u> 以上 <u>2,095円</u> 以下
冷暖房設備利用の場合の加	会議、研修、休憩等の利用に際して冷暖房施設を利用する場合は、次に掲げる額の範囲内で指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額を当該1回の利用許可に係る利用料金の合計額に加算する。		冷暖房設備利用の場合の加	会議、研修、休憩等の利用に際して冷暖房施設を利用する場合は、次に掲げる額の範囲内で指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額を当該1回の利用許可に係る利用料金の合計額に加算する。	

現行		改正後（案）	
算額	(1) 研修道場及びログハウス <u>102円</u> 以上 <u>205円</u> 以下 (11月から翌年の3月までの期間の利用に限る。) (2) ふるさと交流館 <u>308円</u> 以上 <u>617円</u> 以下	算額	(1) 研修道場及びログハウス <u>103円</u> 以上 <u>208円</u> 以下 (11月から翌年の3月までの期間の利用に限る。) (2) ふるさと交流館 <u>313円</u> 以上 <u>628円</u> 以下
区分	1人1回当たりの入浴料金の範囲	区分	1人1回当たりの入浴料金の範囲
大人（中学生以上）	<u>411円</u> 以上 <u>822円</u> 以下	大人（中学生以上）	<u>418円</u> 以上 <u>837円</u> 以下
小学生以下	<u>205円</u> 以上 <u>411円</u> 以下	小学生以下	<u>208円</u> 以上 <u>418円</u> 以下
設備等の種類	利用料金の範囲	設備等の種類	利用料金の範囲
ターゲットバードゴルフ用具一式	<u>1,028円</u> 以上 <u>2,057円</u> 以下	ターゲットバードゴルフ用具一式	<u>1,047円</u> 以上 <u>2,095円</u> 以下
将棋用具一式	<u>205円</u> 以上 <u>411円</u> 以下	将棋用具一式	<u>208円</u> 以上 <u>418円</u> 以下
マージャン用具一式	<u>205円</u> 以上 <u>411円</u> 以下	マージャン用具一式	<u>208円</u> 以上 <u>418円</u> 以下
ゲートボール用具一式	<u>514円</u> 以上 <u>1,028円</u> 以下	ゲートボール用具一式	<u>523円</u> 以上 <u>1,047円</u> 以下
ゲートボール場	<u>205円</u> 以上 <u>411円</u> 以下	ゲートボール場	<u>208円</u> 以上 <u>418円</u> 以下

現行		改正後（案）	
別表（第11条関係）		別表（第11条関係）	
種別	利用料金の上限額	種別	利用料金の上限額
実習・展示室	1時間につき <u>1,540円</u>	実習・展示室	1時間につき <u>1,560円</u>
交流室（和室）	1時間につき <u>1,540円</u>	交流室（和室）	1時間につき <u>1,560円</u>
調理研修室	1時間につき <u>1,540円</u>	調理研修室	1時間につき <u>1,560円</u>
介護予防拠点入浴施設	1時間につき <u>1,540円</u>	介護予防拠点入浴施設	1時間につき <u>1,560円</u>
全館使用	48時間まで <u>51,420円</u>	全館使用	48時間まで <u>52,370円</u>

浜田市八戸川農村公園条例（平成17年浜田市条例第292号）新旧対照表

（下線部分が改正箇所）

現行		改正後（案）	
別表（第11条関係）		別表（第11条関係）	
種別	利用料金の上限額	種別	利用料金の上限額
ゲートボール場グランドゴルフ場	1時間につき <u>1,020円</u>	ゲートボール場グランドゴルフ場	1時間につき <u>1,030円</u>

現行				改正後（案）					
別表（第9条関係）				別表（第9条関係）					
〔略〕				〔略〕					
波佐山村広場	多目的広場		1団体につき1時間当たり	<u>540円</u>	波佐山村広場	多目的広場		1団体につき1時間当たり	<u>550円</u>
	テニスコート		1人につき1回当たり	<u>54円</u>		テニスコート		1人につき1回当たり	<u>55円</u>
	ゲートボール場		1人につき1回当たり	<u>54円</u>		ゲートボール場		1人につき1回当たり	<u>55円</u>
市木ふれあい広場	屋根付催事スペース	占用使用	1区画につき1時間当たり	200円	市木ふれあい広場	屋根付催事スペース	占用使用	1区画につき1時間当たり	200円
			1区画につき1日当たり	<u>1,200円</u>				1区画につき1日当たり	<u>1,220円</u>
	多目的保管庫	占用使用	1時間当たり	300円	多目的保管庫	占用使用	1時間当たり	300円	
			1日当たり	<u>1,800円</u>			1日当たり	<u>1,830円</u>	
	運動場	占用使用	1時間当たり	500円	運動場	占用使用	1時間当たり	500円	
			1日当たり	<u>3,000円</u>			1日当たり	<u>3,050円</u>	
	体育館	占用使用	1時間当たり	<u>1,000円</u>	体育館	占用使用	1時間当たり	<u>1,010円</u>	
			1日当たり	<u>6,000円</u>			1日当たり	<u>6,110円</u>	

浜田市農産物集出荷貯蔵施設条例（平成17年浜田市条例第185号）新旧対照表 （下線部分が改正箇所）

現行		改正後（案）	
別表（第10条関係）		別表（第10条関係）	
〔略〕		〔略〕	
浜田市農産物集出荷貯蔵施設（予冷庫・機械設備使用含む。）	1kgにつき 5円以上 <u>102円</u> 以下	浜田市農産物集出荷貯蔵施設（予冷庫・機械設備使用含む。）	1kgにつき 5円以上 <u>103円</u> 以下

現行		改正後（案）	
<p>（目的及び設置）</p> <p>第1条 肉用牛農家、木材加工施設等から排出される有用な資源を有効に活用し、良質な堆肥の生産を通じた有機肥料の安定供給を図り、農産物の生産拡大に資するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、浜田市地域資源循環活用施設（以下「資源循環活用施設」という。）を浜田市弥栄町大坪<u>615番の1</u>に設置する。</p> <p>別表（第10条関係）</p>		<p>（目的及び設置）</p> <p>第1条 肉用牛農家、木材加工施設等から排出される有用な資源を有効に活用し、良質な堆肥の生産を通じた有機肥料の安定供給を図り、農産物の生産拡大に資するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、浜田市地域資源循環活用施設（以下「資源循環活用施設」という。）を浜田市弥栄町大坪<u>612番4</u>に設置する。</p> <p>別表（第10条関係）</p>	
[略]		[略]	
マニアスプレッダ	10アールにつき <u>1,028円以上3,085円以下</u>	マニアスプレッダ	10アールにつき <u>1,047円以上3,142円以下</u>

現行		改正後（案）	
別表（第10条関係）		別表（第10条関係）	
区分	1時間当たりの利用料金の範囲	区分	1時間当たりの利用料金の範囲
全館	<u>257円</u> 以上 <u>1,542円</u> 以下	全館	<u>261円</u> 以上 <u>1,570円</u> 以下
集会室	<u>128円</u> 以上 <u>771円</u> 以下	集会室	<u>130円</u> 以上 <u>785円</u> 以下
談話室	<u>61円</u> 以上 <u>385円</u> 以下	談話室	<u>62円</u> 以上 <u>392円</u> 以下
調理実習室	<u>61円</u> 以上 <u>257円</u> 以下	調理実習室	<u>62円</u> 以上 <u>261円</u> 以下
調理実習台	<u>61円</u> 以上 <u>360円</u> 以下	調理実習台	<u>62円</u> 以上 <u>366円</u> 以下
和室	<u>61円</u> 以上 <u>360円</u> 以下	和室	<u>62円</u> 以上 <u>366円</u> 以下

浜田市公設水産物仲買売場条例（平成17年浜田市条例第296号）新旧対照表 （下線部分が改正箇所）

現行	改正後（案）
<p>（使用料）</p> <p>第12条 使用者は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>(1) 売場1区画当たり 月額 <u>33,000円</u></p> <p>(2) 事務室1室当たり 月額 <u>55,000円</u></p>	<p>（使用料）</p> <p>第12条 使用者は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>(1) 売場1区画当たり 月額 <u>33,600円</u></p> <p>(2) 事務室1室当たり 月額 <u>56,000円</u></p>

浜田市漁業集落集会施設条例（平成18年浜田市条例第4号）新旧対照表

（下線部分が改正箇所）

現行		改正後（案）	
別表（第11条関係）		別表（第11条関係）	
〔略〕		〔略〕	
大会議室	<u>10,280</u>	大会議室	<u>10,470</u>
小会議室	<u>1,020</u>	小会議室	<u>1,030</u>
和室	<u>1,020</u>	和室	<u>1,030</u>
炊事室	<u>3,080</u>	炊事室	<u>3,130</u>

現行

別表第2（第13条関係）

- 1 消費税法（昭和63年法律第108号）第6条の規定により非課税とされるものを除くものについての占用料の額は、この表に定める額に100分の108を乗じて得た額により算定した額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

別表第3（第14条関係）

〔略〕		
土	1立方メートルにつき <u>129.6</u> 円	
砂	1立方メートルにつき <u>151.2</u> 円	
砂利	1立方メートルにつき <u>172.8</u> 円	
玉石	1立方メートルにつき <u>172.8</u> 円	
転石	平均径30センチメートル以上40センチメートル未満の転石	1個につき <u>64.8</u> 円
	平均径40センチメートル以上の転石	1個につき <u>86.4</u> 円に、平均径が40センチメートルに10センチメートル増すごとに <u>21.6</u> 円を加えた額

- 1 消費税法第6条の規定により非課税とされるものを除くものについての占用料の額は、この表に定める額に100分の108を乗じ

改正後（案）

別表第2（第13条関係）

- 1 消費税法（昭和63年法律第108号）第6条の規定により非課税とされるものを除くものについての占用料の額は、この表に定める額に100分の110を乗じて得た額により算定した額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

別表第3（第14条関係）

〔略〕		
土	1立方メートルにつき <u>132</u> 円	
砂	1立方メートルにつき <u>154</u> 円	
砂利	1立方メートルにつき <u>176</u> 円	
玉石	1立方メートルにつき <u>176</u> 円	
転石	平均径30センチメートル以上40センチメートル未満の転石	1個につき <u>66</u> 円
	平均径40センチメートル以上の転石	1個につき <u>88</u> 円に、平均径が40センチメートルに10センチメートル増すごとに <u>22</u> 円を加えた額

- 1 消費税法第6条の規定により非課税とされるものを除くものについての占用料の額は、この表に定める額に100分の110を乗じ

現行	改正後（案）
て得た額により算定した額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。	て得た額により算定した額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

浜田市波佐地場産業技術研修センター条例（平成17年浜田市条例第297号）新旧対照表 （下線部分が改正箇所）

現行			改正後（案）		
別表（第11条関係） 1 入館料の上限額 1人1回当たり <u>308円</u>			別表（第11条関係） 1 入館料の上限額 1人1回当たり <u>313円</u>		
区分	利用料金の上限額		区分	利用料金の上限額	
伝統工芸品の制作	1人1回につき <u>1,028円</u>		伝統工芸品の制作	1人1回につき <u>1,047円</u>	
紙すき			紙すき		
特産品等の加工			特産品等の加工		
区分	利用料金の上限額（1室につき）		区分	利用料金の上限額（1室につき）	
	4時間までの利用に係る額	4時間を超える1時間ごとに加算する額		4時間までの利用に係る額	4時間を超える1時間ごとに加算する額
講習室	<u>2,057円</u>	<u>308円</u>	講習室	<u>2,095円</u>	<u>313円</u>
実習室			実習室		
加工室			加工室		
体験工芸室			体験工芸室		
展示ホール			展示ホール		
2 冷暖房設備を利用する場合にあっては、1時間につき <u>308円</u> を加算する。この場合において、利用時間に1時間未満の端数が生じたときは、1時間とみなして算定する。			2 冷暖房設備を利用する場合にあっては、1時間につき <u>313円</u> を加算する。この場合において、利用時間に1時間未満の端数が生じたときは、1時間とみなして算定する。		

現行					改正後（案）				
別表（第7条関係）					別表（第7条関係）				
〔略〕					〔略〕				
可搬	手すき和紙 乾燥器 （2100 × 1200）	1 台	<u>1,028円</u>	<u>154円</u>	可搬	手すき和紙 乾燥器 （2100 × 1200）	1 台	<u>1,047円</u>	<u>156円</u>
	手すき和紙 乾燥器 （1200 × 800）	1 台				手すき和紙 乾燥器 （1200 × 800）	1 台		
	三方シール 自動梱包機 （卓上型）	1 台				三方シール 自動梱包機 （卓上型）	1 台		
固定	蒸気圧力釜 設備（回転 式）	1 基	<u>2,057円</u>	<u>308円</u>	固定	蒸気圧力釜 設備（回転 式）	1 基	<u>2,095円</u>	<u>313円</u>
	高圧スチー マ設備	1 基				高圧スチー マ設備	1 基		
	ホイスト設 備（2 t）	1 基				ホイスト設 備（2 t）	1 基		

現行				改正後（案）					
	吊)								
	みつまた皮 はぎ設備	3 基						みつまた皮 はぎ設備	3 基
	みつまた乾 燥機設備	1 基						みつまた乾 燥機設備	1 基

浜田市縁の里地域振興施設条例（平成22年浜田市条例第66号）新旧対照表 （下線部分が改正箇所）

現行		改正後（案）	
別表（第12条関係）		別表（第12条関係）	
〔略〕		〔略〕	
多目的交流室	1日につき <u>20,571円</u>	多目的交流室	1日につき <u>20,951円</u>
屋外交流広場	1区画1時間につき <u>514円</u>	屋外交流広場	1区画1時間につき <u>523円</u>
冷暖房設備（多目的交流室）	1時間につき <u>540円</u>	冷暖房設備（多目的交流室）	1時間につき <u>550円</u>

浜田市縁の里地域振興施設条例施行規則（平成22年浜田市規則第63号）新旧対照表 （下線部分が改正箇所）

現行		改正後（案）	
別表（第6条関係）		別表（第6条関係）	
〔略〕		〔略〕	
イベント用テント	1張1日につき <u>10,285円</u>	イベント用テント	1張1日につき <u>10,475円</u>
ゼオライト焼き芋器	1基1日につき <u>10,285円</u>	ゼオライト焼き芋器	1基1日につき <u>10,475円</u>

現行			改正後（案）		
別表（第11条関係）			別表（第11条関係）		
〔略〕			〔略〕		
交流室	500円	<u>3,000円</u>	交流室	500円	<u>3,050円</u>
喫茶室	500円	<u>3,000円</u>	喫茶室	500円	<u>3,050円</u>
共同調理室	<u>1,000円</u>	<u>6,000円</u>	共同調理室	<u>1,010円</u>	<u>6,110円</u>
研修室1	500円	<u>3,000円</u>	研修室1	500円	<u>3,050円</u>
研修室2	500円	<u>3,000円</u>	研修室2	500円	<u>3,050円</u>
研修室3	500円	<u>3,000円</u>	研修室3	500円	<u>3,050円</u>
作法室	500円	<u>3,000円</u>	作法室	500円	<u>3,050円</u>
体育館	<u>1,000円</u>	<u>6,000円</u>	体育館	<u>1,010円</u>	<u>6,110円</u>
運動場	500円	<u>3,000円</u>	運動場	500円	<u>3,050円</u>

浜田市雇用促進住宅条例（平成22年浜田市条例第24号）新旧対照表

（下線部分が改正箇所）

現行			改正後（案）		
別表第3（第34条、第35条関係）			別表第3（第34条、第35条関係）		
名称	駐車料金（月額）	駐車場敷金	名称	駐車料金（月額）	駐車場敷金
小福井団地駐車場	<u>2,700円</u>	7,500円	小福井団地駐車場	<u>2,750円</u>	7,500円
国府団地第1駐車場	<u>2,160円</u>	6,000円	国府団地第1駐車場	<u>2,200円</u>	6,000円
国府団地第2駐車場	<u>1,944円</u>	5,400円	国府団地第2駐車場	<u>1,980円</u>	5,400円
内田団地駐車場	<u>2,700円</u>	7,500円	内田団地駐車場	<u>2,750円</u>	7,500円
金城団地駐車場	<u>2,160円</u>	6,000円	金城団地駐車場	<u>2,200円</u>	6,000円

現行			改正後（案）		
別表（第11条関係）			別表（第11条関係）		
基本料金	利用者の区分		宿泊料		
	大人（中学生以上）		<u>5,310円</u>		
	小学生		<u>4,750円</u>		
	3歳以上就学前の者		<u>790円</u>		
	3歳未満の者		無料		
〔略〕			〔略〕		
シーズン割増料金	期間		金額		
	4月28日から5月5日まで 7月20日から8月31日まで 12月30日から翌年の1月3日まで		<u>1,020円</u>		
〔略〕			〔略〕		
客室人数別割増料金	利用区分		金額		
	和室	6畳部屋の1人利用	<u>1,020円</u>		
		8畳部屋の1人利用	<u>1,020円</u>		
		10畳部屋の1人利用	<u>2,050円</u>		
客室人数別割増料金	利用区分		金額		
	和室	6畳部屋の1人利用	<u>1,030円</u>		
		8畳部屋の1人利用	<u>1,030円</u>		
		10畳部屋の1人利用	<u>2,080円</u>		

現行

	8畳部屋の2人利用	510円
	10畳部屋の2人利用	<u>1,020円</u>
	洋室の1人利用	<u>1,020円</u>

1 特別室（定員5人）を利用して宿泊した場合は、特別室料として1室につき6,170円を別途徴収する。

〔略〕

和室（6畳）	<u>2,980円</u>	<u>3,290円</u>	<u>5,650円</u>
和室（8畳）	<u>3,490円</u>	<u>3,800円</u>	<u>6,480円</u>
和室（10畳）	<u>3,900円</u>	<u>4,320円</u>	<u>7,400円</u>
和室（18畳）	<u>5,860円</u>	<u>6,480円</u>	<u>11,100円</u>
中広間（35畳）	<u>9,770円</u>	<u>10,800円</u>	<u>18,410円</u>
中広間を2分割して利用する場合（各1室）	<u>5,860円</u>	<u>6,480円</u>	<u>11,100円</u>
大広間（81畳）	<u>14,700円</u>	<u>16,250円</u>	<u>27,660円</u>
大広間を3分割して利用する場合	<u>6,890円</u>	<u>7,610円</u>	<u>12,960円</u>

改正後（案）

	8畳部屋の2人利用	510円
	10畳部屋の2人利用	<u>1,030円</u>
	洋室の1人利用	<u>1,030円</u>

1 特別室（定員5人）を利用して宿泊した場合は、特別室料として1室につき6,280円を別途徴収する。

〔略〕

和室（6畳）	<u>3,030円</u>	<u>3,350円</u>	<u>5,750円</u>
和室（8畳）	<u>3,550円</u>	<u>3,870円</u>	<u>6,600円</u>
和室（10畳）	<u>3,970円</u>	<u>4,400円</u>	<u>7,530円</u>
和室（18畳）	<u>5,960円</u>	<u>6,600円</u>	<u>11,300円</u>
中広間（35畳）	<u>9,950円</u>	<u>11,000円</u>	<u>18,750円</u>
中広間を2分割して利用する場合（各1室）	<u>5,960円</u>	<u>6,600円</u>	<u>11,300円</u>
大広間（81畳）	<u>14,970円</u>	<u>16,550円</u>	<u>28,170円</u>
大広間を3分割して利用する場合	<u>7,010円</u>	<u>7,750円</u>	<u>13,200円</u>

現行				改正後（案）			
（各1室）				（各1室）			
会議室	<u>19,440円</u>	<u>21,600円</u>	<u>36,720円</u>	会議室	<u>19,800円</u>	<u>22,000円</u>	<u>37,400円</u>
会議室を分割して 利用する場合（各 1室）	<u>14,700円</u>	<u>16,250円</u>	<u>27,660円</u>	会議室を分割して 利用する場合（各 1室）	<u>14,970円</u>	<u>16,550円</u>	<u>28,170円</u>
〔略〕				〔略〕			
駐 車 料 金	大型バス		<u>4,110円</u>	駐 車 料 金	大型バス		<u>4,180円</u>
	マイクロバス		<u>2,570円</u>		マイクロバス		<u>2,610円</u>
	普通自動車		<u>1,020円</u>		普通自動車		<u>1,030円</u>
〔略〕				〔略〕			

浜田市美又温泉国民保養センター条例（平成17年浜田市条例第299号）新旧対照表（下線部分が改正箇所）

現行			改正後（案）		
別表（第11条関係）			別表（第11条関係）		
区分	宿泊料金の範囲		区分	宿泊料金の範囲	
宿泊料金	1人1泊につき <u>2,160円</u> 以上 <u>10,800円</u> 以下		宿泊料金	1人1泊につき <u>2,200円</u> 以上 <u>11,000円</u> 以下	
区分	休憩料金及び利用料金の範囲		区分	休憩料金及び利用料金の範囲	
	4時間まで	4時間を超える1時間ごとの加算額		4時間まで	4時間を超える1時間ごとの加算額
4.5畳 1室	<u>1,080円</u> 以上 <u>4,320円</u> 以下	<u>108円</u> 以上 <u>540円</u> 以下	4.5畳 1室	<u>1,100円</u> 以上 <u>4,400円</u> 以下	<u>110円</u> 以上 <u>550円</u> 以下
6畳～10畳 1室 休養ホーム 1室	<u>2,160円</u> 以上 <u>5,400円</u> 以下	<u>324円</u> 以上 <u>1,080円</u> 以下	6畳～10畳 1室 休養ホーム 1室	<u>2,200円</u> 以上 <u>5,500円</u> 以下	<u>330円</u> 以上 <u>1,100円</u> 以下
24畳 1室	<u>4,320円</u> 以上 <u>10,800円</u> 以下	<u>540円</u> 以上 <u>1,620円</u> 以下	24畳 1室	<u>4,400円</u> 以上 <u>11,000円</u> 以下	<u>550円</u> 以上 <u>1,650円</u> 以下
40畳 1室	<u>5,400円</u> 以上 <u>16,200円</u> 以下	<u>864円</u> 以上 <u>2,160円</u> 以下	40畳 1室	<u>5,500円</u> 以上 <u>16,500円</u> 以下	<u>880円</u> 以上 <u>2,200円</u> 以下
60畳 1室	<u>7,560円</u> 以上 <u>21,600円</u> 以下	<u>1,080円</u> 以上 <u>3,240円</u> 以下	60畳 1室	<u>7,700円</u> 以上 <u>22,000円</u> 以下	<u>1,100円</u> 以上 <u>3,300円</u> 以下
会議室	<u>3,240円</u> 以上 <u>10,800円</u> 以下	<u>324円</u> 以上 <u>1,080円</u> 以下	会議室	<u>3,300円</u> 以上 <u>11,000円</u> 以下	<u>330円</u> 以上 <u>1,100円</u> 以下

現行		改正後（案）	
大広間	中学生以上1人1回 <u>308円以上1,028円以下</u>	大広間	中学生以上1人1回 <u>313円以上1,047円以下</u>
	小学生1人1回 <u>102円以上822円以下</u>		小学生1人1回 <u>103円以上837円以下</u>
区分	1回の入浴料金の範囲	区分	1回の入浴料金の範囲
〔略〕		〔略〕	
大人（中学生以上）	<u>411円以上822円以下</u>	大人（中学生以上）	<u>418円以上837円以下</u>
小学生	<u>205円以上411円以下</u>	小学生	<u>208円以上418円以下</u>
家族風呂 身障者風呂	1時間 <u>514円以上4,114円以下</u>	家族風呂 身障者風呂	1時間 <u>523円以上4,190円以下</u>

現行				改正後（案）			
別表第2（第12条関係）				別表第2（第12条関係）			
区分		基本使用料 （4時間まで）	追加使用料 （4時間を超える1時間までごとに）	区分		基本使用料 （4時間まで）	追加使用料 （4時間を超える1時間までごとに）
全館		<u>7,020円</u>	<u>1,728円</u>	全館		<u>7,150円</u>	<u>1,760円</u>
大室	占用使用	<u>5,400円</u>	<u>1,404円</u>	大室	占用使用	<u>5,500円</u>	<u>1,430円</u>
	個人使用	1人1回につき <u>360円</u>			個人使用	1人1回につき <u>366円</u>	
小室		<u>864円</u>	<u>216円</u>	小室		<u>880円</u>	<u>220円</u>

現行			改正後（案）		
別表（第12条関係）			別表（第12条関係）		
〔略〕			〔略〕		
休憩室（8畳）	<u>1,540円</u> に利用者の数に 200円を乗じて得た額を 加算した額	510円	休憩室（8畳）	<u>1,560円</u> に利用者の数に 200円を乗じて得た額を 加算した額	510円
休憩室（17.5 畳）	<u>3,080円</u> に利用者の数に 200円を乗じて得た額を 加算した額	<u>1,020円</u>	休憩室（17.5 畳）	<u>3,130円</u> に利用者の数に 200円を乗じて得た額を 加算した額	<u>1,030円</u>

現行					改正後（案）				
別表第1（第14条関係）					別表第1（第14条関係）				
〔略〕					〔略〕				
美又温泉	公益供給	使用量300立方メートルまで	<u>12,960円</u>	32円	美又温泉	公益供給	使用量300立方メートルまで	<u>13,200円</u>	32円
	浴場供給	使用量300立方メートルまで	<u>12,960円</u>	32円		浴場供給	使用量300立方メートルまで	<u>13,200円</u>	32円
	営業供給	使用量300立方メートルまで	<u>12,960円</u>	32円		営業供給	使用量300立方メートルまで	<u>13,200円</u>	32円
	一般供給	使用量20リットルあたり	10円	—		一般供給	使用量20リットルあたり	10円	—
湯屋温泉	公益供給	使用量300立方メートルまで	<u>4,860円</u>	10円	湯屋温泉	公益供給	使用量300立方メートルまで	<u>4,950円</u>	10円
	浴場供給	使用量300立方メートルまで	<u>4,860円</u>	10円		浴場供給	使用量300立方メートルまで	<u>4,950円</u>	10円
	営業供給	使用量300立方メートルまで	<u>4,860円</u>	10円		営業供給	使用量300立方メートルまで	<u>4,950円</u>	10円
	飲料営業供給	使用量1立方メートルあたり	<u>1,296円</u>	—		飲料営業供給	使用量1立方メートルあたり	<u>1,320円</u>	—

現行					改正後（案）				
	住宅団地供給	使用量1立方メートルあたり	<u>270円</u>	—		住宅団地供給	使用量1立方メートルあたり	<u>275円</u>	—
	一般供給	使用量20リットル	10円	—		一般供給	使用量20リットル	10円	—
波佐小国温泉	公益供給	使用量300立方メートルまで	<u>4,860円</u>	10円	波佐小国温泉	公益供給	使用量300立方メートルまで	<u>4,950円</u>	10円
	浴場供給	使用量300立方メートルまで	<u>4,860円</u>	10円		浴場供給	使用量300立方メートルまで	<u>4,950円</u>	10円
	営業供給	使用量300立方メートルまで	<u>4,860円</u>	10円		営業供給	使用量300立方メートルまで	<u>4,950円</u>	10円
旭温泉	公益供給	使用量300立方メートルまで	<u>12,960円</u>	32円	旭温泉	公益供給	使用量300立方メートルまで	<u>13,200円</u>	32円
	浴場供給	使用量300立方メートルまで	<u>12,960円</u>	32円		浴場供給	使用量300立方メートルまで	<u>13,200円</u>	32円
	営業供給	使用量300立方メートルまで	<u>12,960円</u>	32円		営業供給	使用量300立方メートルまで	<u>13,200円</u>	32円
別表第2（第15条関係）					別表第2（第15条関係）				
〔略〕					〔略〕				
メーター使用料（1月につき）			<u>324円</u>		メーター使用料（1月につき）			<u>330円</u>	

現行		改正後 (案)	
温泉維持費 (1年につき)	54,000円	温泉維持費 (1年につき)	55,000円
負担金	540,000円	負担金	550,000円

現行	改正後（案）
<p>別表第4（第12条関係）</p> <p>1 その他の占用工作物、物件又は施設及び行為のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条の規定により非課税とされるものを除くものについての使用料の額は、この表に定める額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額により算定した額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。</p>	<p>別表第4（第12条関係）</p> <p>1 その他の占用工作物、物件又は施設及び行為のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条の規定により非課税とされるものを除くものについての使用料の額は、この表に定める額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額により算定した額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。</p>

現行				改正後（案）			
別表第1（第6条関係）				別表第1（第6条関係）			
〔略〕				〔略〕			
第4条第1項 の許可に係 る使用	広場等 （附属設 備を除 く。）		円	第4条第1項 の許可に係 る使用	広場等 （附属設 備を除 く。）		円
		午前9時から正午まで	<u>1,960</u>			午前9時から正午まで	<u>1,990</u>
		午後1時から午後5時 まで	<u>2,620</u>			午後1時から午後5時 まで	<u>2,660</u>
		午後6時から午後9時 まで	<u>1,960</u>			午後6時から午後9時 まで	<u>1,990</u>
		午前9時から午後5時 まで	<u>5,250</u>			午前9時から午後5時 まで	<u>5,340</u>
		午後1時から午後9時 まで	<u>4,590</u>			午後1時から午後9時 まで	<u>4,670</u>
		午前9時から午後9時 まで	<u>7,880</u>			午前9時から午後9時 まで	<u>8,020</u>
		超過時間料金	<u>650</u>			超過時間料金	<u>660</u>
〔略〕				〔略〕			

現行			改正後（案）		
別表第2（第7条関係）			別表第2（第7条関係）		
〔略〕			〔略〕		
加算設 備	拡声装置一式	1回につき <u>1,020円</u>	加算設 備	拡声装置一式	1回につき <u>1,030円</u>
	舞台コンセント	1回につき 舞台に持ち込む電気器具の定格消費 電力1k wまでごとに100円		舞台コンセント	1回につき 舞台に持ち込む電気器具の定格消費 電力1k wまでごとに100円

現行			改正後（案）		
別表（第8条関係）			別表（第8条関係）		
施設	単位	使用料	施設	単位	使用料
物販施設	1月につき1平方メートル当たり	<u>2,160円</u>	物販施設	1月につき1平方メートル当たり	<u>2,200円</u>

現行	改正後（案）
<p>別表（第2条関係）</p> <p>6 消費税法（昭和63年法律第108号）第6条の規定により非課税とされるものを除くものについての占用料の額は、この表に定める額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）により算定した額とする。</p>	<p>別表（第2条関係）</p> <p>6 消費税法（昭和63年法律第108号）第6条の規定により非課税とされるものを除くものについての占用料の額は、この表に定める額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）により算定した額とする。</p>

現行	改正後（案）
<p>（駐車場の使用料）</p> <p>第38条 駐車場の使用料は、1区画につき月額<u>3,000円</u>の範囲内において規則で定める額とする。</p> <p>2 〔略〕</p>	<p>（駐車場の使用料）</p> <p>第38条 駐車場の使用料は、1区画につき月額<u>3,055円</u>の範囲内において規則で定める額とする。</p> <p>2 〔略〕</p>

現行	改正後（案）
<p>（駐車場の使用料）</p> <p>第63条 駐車場の使用料は、1区画につき月額<u>3,000円</u>の範囲内において規則で定める額とする。</p> <p>2 〔略〕</p>	<p>（駐車場の使用料）</p> <p>第63条 駐車場の使用料は、1区画につき月額<u>3,055円</u>の範囲内において規則で定める額とする。</p> <p>2 〔略〕</p>

山陰浜田港公設市場の収支見込みについて

◆指定管理者の収支見込み（当初指定管理期間：3年5か月間）

※現時点での試算であり、今後変更になる可能性があります。

（単位：千円）

項目	R2年度 ①	※5か月間		R3年度 ②	※1年間		R4年度 ③	※1年間		R5年度 ④	※1年間		合計 ①+②+③+④	備考
		仲買棟	商業棟		仲買棟	商業棟		仲買棟	商業棟		仲買棟	商業棟		
指定管理料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
利用料	7,500	5,300	2,200	18,000	12,700	5,300	18,000	12,700	5,300	18,000	12,700	5,300	61,500	仲買売場施設：16店舗 水産物等販売施設：3店舗 飲食物提供施設：3店舗
売上手数料	1,500	-	1,500	3,000	-	3,000	3,000	-	3,000	3,000	-	3,000	10,500	売上額の5%以内（仲買除く）
その他	0	0	0	2,200	2,200	0	5,200	5,200	0	5,200	5,200	0	12,600	仲買売場施設の海水・汚水処理費等
収入計	9,000	5,300	3,700	23,200	14,900	8,300	26,200	17,900	8,300	26,200	17,900	8,300	84,600	
人件費	1,000	0	1,000	2,600	0	2,600	2,600	0	2,600	2,600	0	2,600	8,800	指定管理者1名分
物件費	10,200	7,700	2,500	20,200	15,400	4,800	20,200	15,400	4,800	20,200	15,400	4,800	70,800	事務費、光熱水費、保守管理費 排水浄化管理センター経費 仲買棟管理（魚商分）
支出計	11,200	7,700	3,500	22,800	15,400	7,400	22,800	15,400	7,400	22,800	15,400	7,400	79,600	
収支差引	-2,200	-2,400	200	400	-500	900	3,400	2,500	900	3,400	2,500	900	5,000	

※指定管理期間を令和2年11月1日から令和6年3月31日まで（3年5か月間）を想定。初年度は5か月間で計算。

※指定管理料は支払わないこととして算出。また、指定管理者による販売促進及び自主事業に伴う収支は見込んでいない。

※売上手数料は、売上額の5%と仮定し、商業棟各店舗（仲買を除く6店舗）が10,000千円を売り上げた場合を想定。

※仲買売場施設の海水・汚水処理費は仲買の負担を想定。当初1年間は費用が見込めないため、仲買からの負担を求めないこととし収入は見込んでいない。

※物件費は、お魚センターと仲買売場の販管費を基に算出。また、仲買棟と商業棟は区画割合で算出。（仲買：16/22 商業棟：6/22）

株式会社栄徳水産浜田等の事業停止に伴う影響について

株式会社栄徳水産浜田及び株式会社暉祥が令和元年 5 月 31 日を以って事業停止となつたため、来漁期から沖合底曳漁業 2 ケ統（地元：第 31・33 宇野丸、地元外：第 13・15 暉祥丸）の水揚げが減少する。

1 漁船団の状況について

浜田漁港に水揚げをする沖合底曳網漁船は、6 ケ統から 4 ケ統に減少

令和元年5月31日まで

	船名	所有者	トン数	所属	
1	第21浜吉丸	有限会社浜吉水産	95	地元	
	第22浜吉丸		95		
2	第5海幸丸	有限会社福宝水産	75		
	第8海幸丸		75		
3	第5あけぼの丸	株式会社浜田あけぼの水産	75		
	第6あけぼの丸		75		
4	第11あけぼの丸		75		
	第12あけぼの丸		75		
5	第31宇野丸	株式会社栄徳水産浜田	75		
	第33宇野丸		75		
6	第13暉祥丸	株式会社暉祥	75		地元外
	第15暉祥丸		75		

令和元年8月16日から

	船名
1	第21浜吉丸
	第22浜吉丸
2	第5海幸丸
	第8海幸丸
3	第5あけぼの丸
	第6あけぼの丸
4	第11あけぼの丸
	第12あけぼの丸

沖合底曳網漁船は、一航海が概ね 6 日間であり、これまでの 6 ケ統体制であれば、市場開場日（土曜日公休）は毎日切れ目なく水揚げをすることが計算上では可能であったが、4 ケ統に減ったことにより確実に水揚げの無い日が発生してしまうこととなる。

2 水揚に係る影響

沖合底曳網漁船が 2 ケ統減少することにより、平成 30 年と比較すると年間で水揚量は約 1,200 t、金額は 5 億円程度下回ると試算する。

水揚量の推移(予測) (単位:トン)	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年 (予測値)		令和2年 (予測値)	
						対H30年		対H30年	
沖合底曳網漁業	3,086	3,446	3,550	3,720	3,706	3,050	▲ 656	2,505	▲ 1,201
内、地元沖合底曳網	2,721	3,097	3,229	3,361	3,249	2,886	▲ 363	2,505	▲ 744
内、地元外沖合底曳網	365	349	321	359	457	164	▲ 293	0	▲ 457

水揚金額の推移(予測) (単位:千円)	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年 (予測値)		令和2年 (予測値)	
						対H30年		対H30年	
沖合底曳網漁業	1,756,869	1,839,591	2,026,808	2,099,935	1,865,765	1,552,822	▲ 312,943	1,365,719	▲ 500,046
内、地元沖合底曳網	1,539,639	1,626,610	1,832,817	1,900,334	1,636,344	1,479,333	▲ 157,011	1,365,719	▲ 270,625
内、地元外沖合底曳網	217,230	212,980	193,991	199,602	229,421	73,489	▲ 155,932	0	▲ 229,421

※暦年（1月～12月）期間の数値

※平成 26 年～平成 30 年は実績値（浜田市水産業振興協会資料）

※令和元年は、1月～5月は実績値。6月～12月は平成 26 年～平成 30 年の 5 年間の平均値から試算

※令和 2 年は、平成 26 年～平成 30 年の 5 年間の平均値から試算

3 加工事業者への影響

水揚量の減少に伴い、カレイやアナゴなど沖合底曳網漁業の漁獲物を原料として使用する加工事業者は、買高が 29%減少すると試算され、加工原料の確保が難しくなることが懸念される。

また、水揚量の減少により競値が上昇し調達コストが増える、といった影響も懸念される。

■加工事業者への影響について試算[年間]

浜田漁港の水揚金額	5,457,977,561 円	Ⓐ
鮮魚事業者の買高(Ⓐ×49%)	2,674,409,005 円	
冷凍事業者の買高(Ⓐ×23%)	1,255,334,839 円	
加工事業者の買高(Ⓐ×18%)	982,435,961 円	Ⓑ
小売事業者の買高(Ⓐ×10%)	545,797,756 円	
Ⓑの内、沖合底曳網漁業で漁獲する加工原料の推定水揚金額 (カレイ、カマス、フグ、アナゴ、ニギス)	855,403,216 円	Ⓒ
2ヶ統減少することによる加工原料への影響-(Ⓒ×2/6)	▲ 285,134,405 円	Ⓓ
加工事業者の買高Ⓑに対する影響Ⓓの割合	▲ 29.0 %	

※平成 26 年～平成 30 年の 5 か年の実績から算出した平均値にて試算 (浜田市水産業振興協会資料)

※業種別買高割合は平成 30 年の実績 (J F しまね浜田支所より資料提供)

※Ⓒは、沖合底曳網漁業(地元及び地元外)の漁獲物の内、主に水産加工原料となる 5 魚種の水揚金額の総計

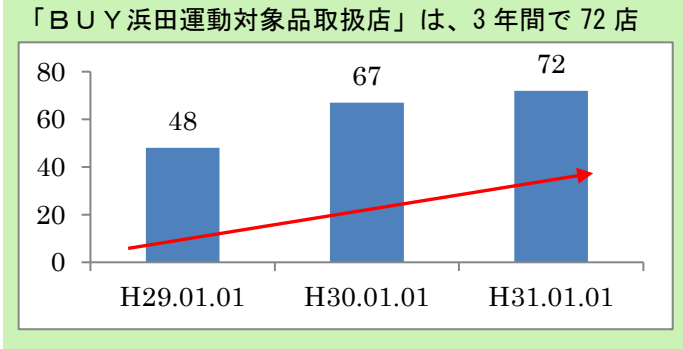
※加工事業者以外も加工原料を購入しており、また、上記 5 魚種以外も水産加工原料に使われていることなどから、実際の数値とは若干乖離するものと考えます。

BUY 浜田運動について（報告）

令和元年 7 月 1 日
産業建設委員会資料
産業経済部商工労働課

1 これまでの取り組み状況

BUY 浜田運動は、平成 28 年 10 月から「浜田のモノを買おう！浜田を応援しよう」をスローガンに、生鮮食品や加工食品を対象としてスタートした市民啓発運動です。



<H29 年度>



市民の関心と理解を深めるとともに、広報活動に使用する啓発標語を募集

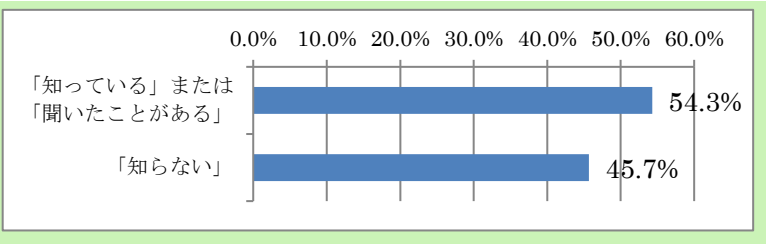
【学生の部 最優秀賞】
「食べてみて 笑顔こぼれる 浜田産」

【一般の部 最優秀賞】
「地元産 みんなで買って 元気な浜田」

<H30 年度>



市内小売店の店頭にて、市民の方を対象に BUY 浜田運動の認知度調査を実施しました。「知らない」と回答の方が 45.7%と、更なる運動の認知度向上に取り組んでまいります。



2 今後の取組みについて

(1) 「BUY 浜田運動対象品」を拡充

今後は、食料品以外にも BUY 浜田運動対象商品とし、更なる運動の推進を図ります。

現状	生鮮食品	市内で生産、または水揚げされたもの
	加工食品	市内の原料を使用、または市内で加工されたもの
追加	食料品以外	市内の原料を使用、または市内で製造、加工されたもの (例：石州半紙・和紙、石見焼、石州瓦、組子細工など)

(2) 「BUY 浜田運動対象品取扱店」に加えて「BUY 浜田運動協賛店」を新設

運動の趣旨に賛同し、運動の普及・啓発に協力する店舗を増加させるため、「BUY 浜田運動協賛店」を新設します。

「BUY 浜田運動対象品取扱店」定義

- ① 「地元産品」を取り扱い、「BUY 浜田運動」(以下、「運動」)の趣旨に賛同し、運動の普及・啓発に協力する店、または事業所。
- ② 店舗(事業所)には、「対商品目」記載した「BUY 浜田運動対象品取扱店」を掲出し、運動のぼり旗などで、運動の普及・啓発に努める。

<新設>「BUY 浜田運動協賛店」定義

- ① 必ずしも「地元産品」は取り扱わないが、運動の趣旨に賛同し、運動の普及・啓発に協力する店、または事業所。
- ② 店舗には、「運動に協賛し、応援すること」を記載した「協賛店」を掲出し、運動のぼり旗などで、運動の普及・啓発に努める。

(3) 浜田スタンプ会との連携

浜田スタンプ会が発行するマリンスタープは、地域に密着したポイント制度で地元消費につながる事業であることから「BUY 浜田運動の協賛事業」とします。

浜田スタンプ会の加盟店様には「BUY 浜田運動協賛店」となっており、運動のぼり旗などで、普及・啓発にご協力いただきます。

(4) 令和元年度の主な取り組み

①普及・啓発活動

- ・「BUY 浜田運動対象品取扱店・協賛店」の増加を図るとともに、のぼり旗やポスター、ポップなどの運動グッズを活用した普及・啓発に取り組みます。
- ・市の広報誌において、「BUY 浜田運動」の特集記事を掲載します。
- ・学校給食献立表において、BUY 浜田運動の紹介文を掲載し、小学生、中学生への普及・啓発に取り組みます。

②BUY 浜田昼市の開催

BUY 浜田昼市を開催し、市民の皆さんに広く地元産品をPRするとともに、「消費者と生産者の顔が見える関係づくり」を図ります。

- ・5月18日(土) 場所：朝日町商店街 (開催済)
「朝日町恵比須祭」、「まちなかキャンパス」と同時開催 来場者数：1,000人
- ・8月24日(土) 場所：山陰合同銀行浜田支店様駐車場、紺屋町など
「開府400年記念事業浜田川で舟あそび」と同時開催
- ・10月13日(日・祝) 場所：石央文化ホール周辺
「開府400年祭記念式典」と同時開催

③認知度等アンケート調査の実施

市民の方々を対象として、BUY 浜田運動の認知度調査を実施します。

漁業別水揚げについて（報告）

〈令和元年5月〉

令和元年7月1日
産業建設委員会資料No.1
産業経済部水産振興課

◆全体状況◆ 水揚量：907トン（前年比：42%、-1,273トン） 水揚金額：3億3,203万円（前年比：67%、-1億6,726万円）

【地元沖合底曳網漁業】 水揚量：287トン（前年比86%）
水揚金額：1億3,264万円（前年比72%）

☆ノドグロ（メッキン除く）
〈H30.5〉 3.6トン・単価3,662円/kg ⇒ 〈R1.5〉 1.8トン・単価4,562円/kg
☆ケンサキイカ
〈H30.5〉 35トン・単価850円/kg ⇒ 〈R1.5〉 18トン・単価773円/kg
☆ミズガレイ
〈H30.5〉 38トン・単価659円/kg ⇒ 〈R1.5〉 34トン・単価373円/kg

◆去年同月よりノドグロ・ケンサキイカ・ミズガレイの水揚げが減少し、全体の水揚量・金額ともに減少した。
5/31で今シーズンの漁期が終了し、8/15までの休漁期に入った。

【地元中型まき網漁業】 水揚量：217トン（前年比50%）
水揚金額：6,726万円（前年比107%）

☆マアジ
〈H30.5〉 265トン・単価182円/kg ⇒ 〈R1.5〉 171トン・単価336円/kg
☆サバ
〈H30.5〉 150トン・単価57円/kg ⇒ 〈R1.5〉 17トン・単価177円/kg

◆昨年同月より、マアジ・サバの水揚げは大幅に減少したが、高値で取引されたため水揚金額は増加した。

【地元外中型まき網漁業】 水揚量：125トン（前年比66%）
水揚金額：2,111万円（前年比60%）

☆マアジ
〈H30.5〉 114トン・単価246円/kg ⇒ 〈R1.5〉 116トン・単価160円/kg
☆サバ
〈H30.5〉 60トン・単価58円/kg ⇒ 〈R1.5〉 6.2トン・単価285円/kg

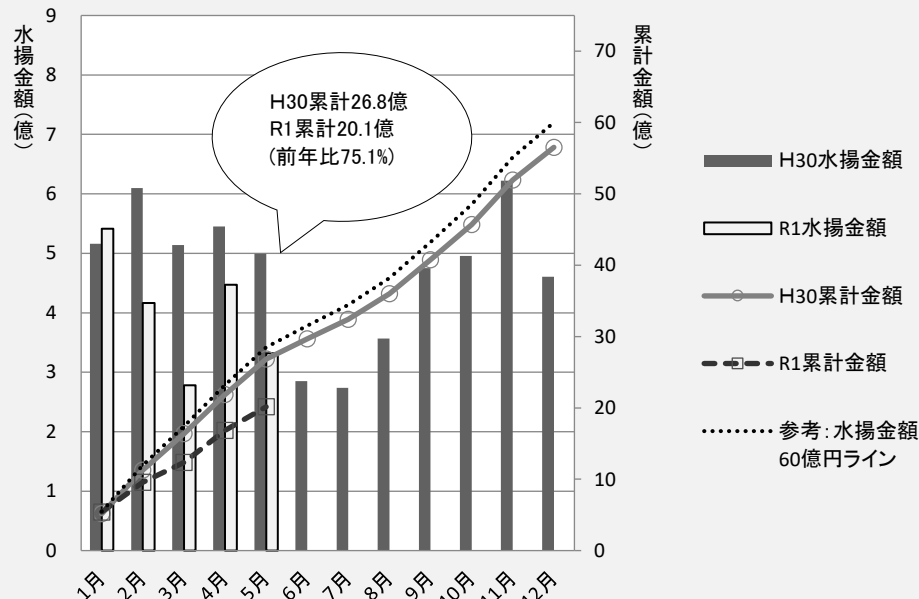
◆昨年同月よりサバの水揚げが大幅に減少したため全体の水揚量・金額ともに減少した。また、入港回数も少なかった。

【大中型まき網漁業】 水揚量：151トン（前年比14%）
水揚金額：2,849万円（前年比24%）

☆マアジ
〈H30.5〉 373トン・単価194円/kg ⇒ 〈R1.5〉 74トン・単価186円/kg
☆サバ
〈H30.5〉 667トン・単価53円/kg ⇒ 〈R1.5〉 3.9トン・単価116円/kg
☆サワラ
〈H30.5〉 8.5トン・単価474円/kg ⇒ 〈R1.5〉 0.8トン・単価360円/kg

◆昨年同月よりマアジ・サバ・サワラの水揚げが大幅に減少し、全体の水揚量・金額ともに減少した。

H30・R1 水揚金額



平成30年 令和元年 漁業別水揚げ比較表

5月

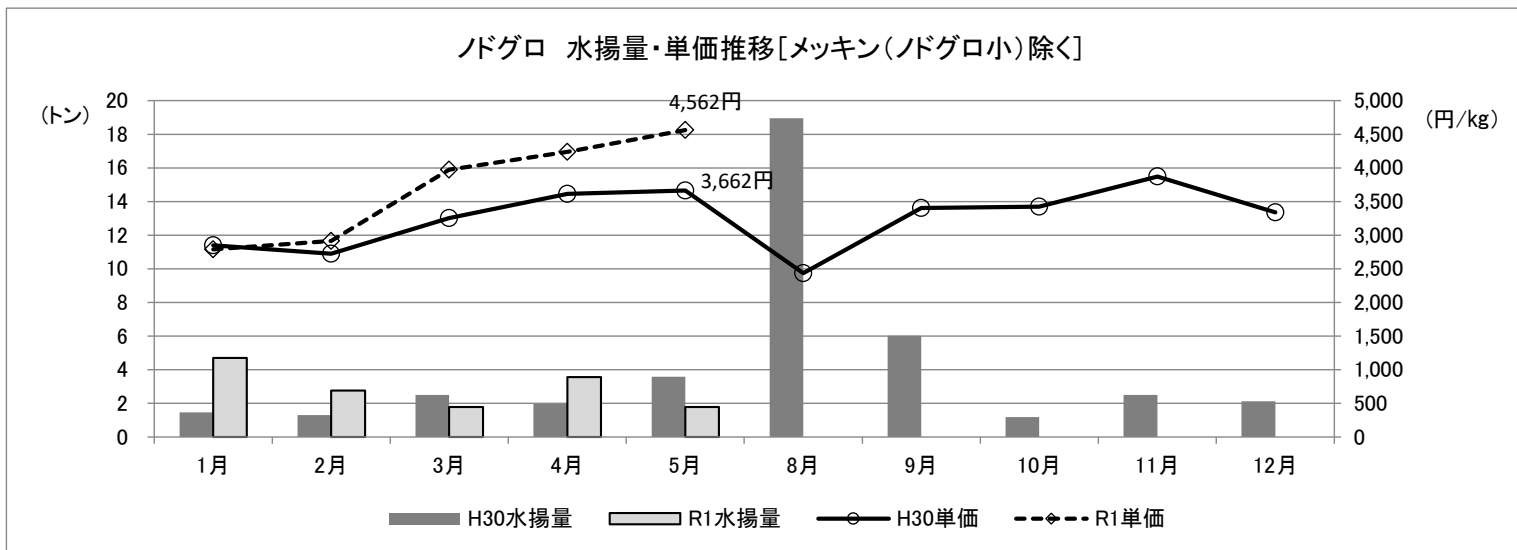
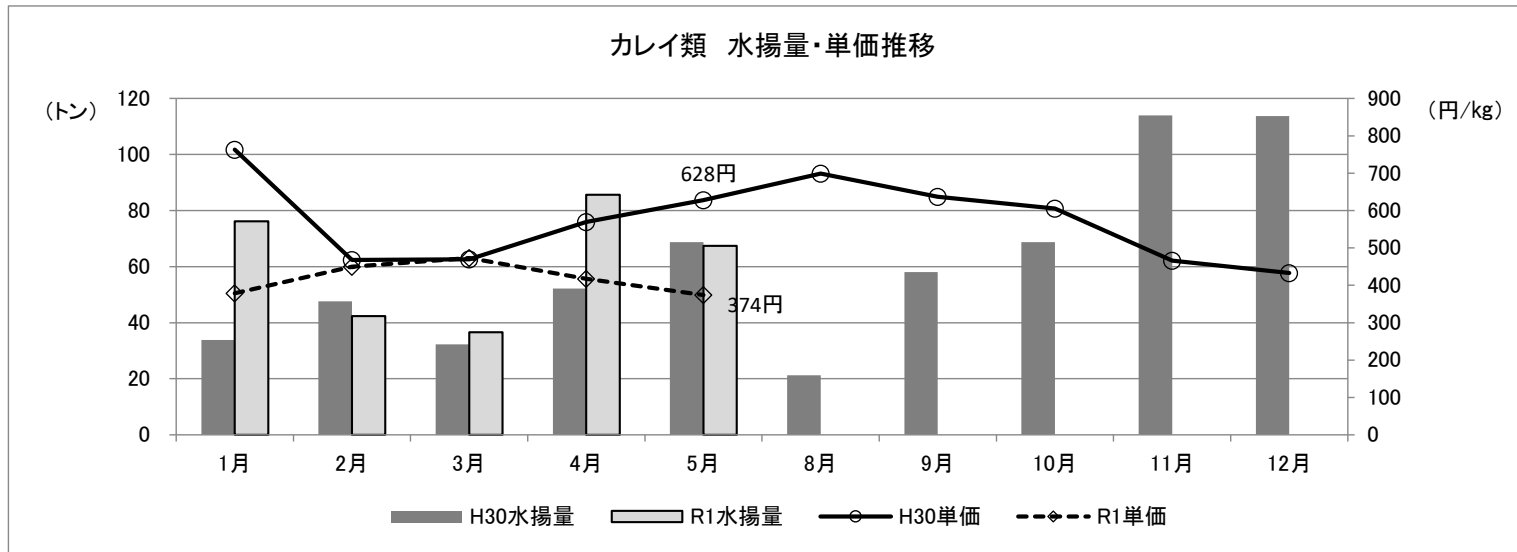
1月～5月累計

令和元年7月1日
産業建設委員会資料No.2
産業経済部水産振興課

漁業種類	年	5月		1月～5月累計		5月		1月～5月累計			
		数量(kg)	比率(%)	金額(税抜)	比率(%)	金額(税込)	数量(kg)	比率(%)	金額(税抜)	比率(%)	金額(税込)
01 沖合底曳網(地元船)	30	331,736.8	86.4	171,123,310	71.8	184,813,223	1,621,840.5	101.5	742,459,016	96.3	801,855,935
	1	286,571.8		122,818,677		132,644,208	1,646,720.8		715,277,058		772,499,451
02 沖合底曳網(地元外)	30	51,456.8	87.7	25,774,195	71.4	27,836,136	184,513.8	88.8	85,000,075	80.1	91,800,105
	1	45,144.2		18,407,528		19,880,136	163,918.5		68,045,353		73,489,011
03 小型底曳網	30	0.0	-	0	-	0	15,533.6	-	8,141,593	-	8,792,932
	1	0.0		0		0	0.0		0		0
04 大中型旋網	30	1,103,989.0	13.7	112,386,458	23.5	121,377,370	4,620,179.5	56.2	756,817,707	62.5	817,363,126
	1	150,746.0		26,379,201		28,489,537	2,597,351.3		473,292,718		511,156,136
05 中型旋網(地元船)	30	433,629.0	50.0	58,312,483	106.8	62,977,478	3,384,618.6	48.3	366,540,344	73.6	395,863,577
	1	216,910.4		62,279,475		67,261,832	1,635,642.6		269,773,590		291,355,478
06 中型旋網(地元外)	30	189,100.0	66.2	32,862,574	59.5	35,491,578	1,541,707.0	32.9	173,673,179	43.0	187,567,033
	1	125,145.0		19,548,490		21,112,368	507,892.0		74,673,219		80,647,076
07 小型いか釣(5t以上)	30	13,693.0	1.0	10,307,400	0.6	11,131,991	141,142.0	19.0	81,583,770	22.8	88,110,461
	1	139.0		60,700		65,556	26,802.2		18,607,460		20,096,057
08 いか釣(5t未満)	30	0.0	0.0	0	0.0	0	2,498.0	37.7	1,338,150	56.7	1,445,203
	1	0.0		0		0	942.0		758,880		819,591
09 大型定置網	30	11,100.4	308.1	3,230,305	430.7	3,488,732	73,876.7	85.7	7,447,810	293.3	8,043,641
	1	34,202.7		13,911,499		15,024,427	63,336.4		21,847,477		23,595,288
10 小型定置網	30	4,212.0	84.6	1,805,180	113.5	1,949,596	5,008.2	71.1	2,224,740	92.1	2,402,720
	1	3,561.4		2,049,035		2,212,957	3,561.4		2,049,035		2,212,957
11 しら網	30	0.0	-	0	-	0	0.0	-	0	-	0
	1	0.0		0		0	0.0		0		0
12 一本釣(浜田)	30	3,713.9	76.6	3,623,313	94.6	3,913,182	22,000.0	41.8	25,749,647	54.7	27,809,629
	1	2,843.1		3,428,606		3,702,899	9,203.9		14,096,918		15,224,674
13 一本釣(国府)	30	1,245.6	57.6	1,099,513	90.5	1,187,473	2,749.5	77.6	3,283,001	122.3	3,545,650
	1	718.0		994,655		1,074,227	2,133.6		4,015,327		4,336,546
14 一本釣(長浜)	30	2,926.6	145.2	1,507,910	143.4	1,628,545	9,491.8	118.3	8,188,317	111.2	8,843,388
	1	4,249.2		2,162,284		2,335,268	11,231.5		9,103,118		9,831,375
15 一本釣(津摩)	30	6,524.6	103.4	2,302,360	110.6	2,486,548	11,301.1	135.1	5,701,322	134.7	6,157,426
	1	6,743.6		2,546,710		2,750,468	15,268.1		7,678,205		8,292,482
16 一本釣(三隅)	30	2,918.0	180.9	986,330	170.2	1,065,240	13,573.7	191.1	6,016,966	169.9	6,498,337
	1	5,278.4		1,678,750		1,813,042	25,935.7		10,223,813		11,041,704
17 一本釣(江津)	30	76.5	2,754.5	75,310	3,045.2	81,335	762.7	1,233.0	1,227,940	638.3	1,326,176
	1	2,107.2		2,293,313		2,476,782	9,404.3		7,837,778		8,464,817
18 近隣支所	30	5,748.5	56.9	1,737,188	37.0	1,876,164	30,394.4	50.8	9,351,709	84.7	10,099,848
	1	3,273.7		642,660		694,073	15,427.2		7,922,735		8,556,555
19 その他	30	3,702.5	130.4	1,378,160	174.3	1,488,414	12,768.6	132.3	6,249,465	137.3	6,749,426
	1	4,828.6		2,402,114		2,594,285	16,893.9		8,577,670		9,263,886
20 陸送	30	13,516.8	104.9	33,795,728	76.4	36,499,387	55,550.7	102.6	194,418,292	78.1	209,971,751
	1	14,179.2		25,832,635		27,899,245	56,969.9		151,926,655		164,080,795
合計	30	2,179,290.0	41.6	462,307,717	66.5	499,292,392	11,749,510.4	57.9	2,485,413,043	75.1	2,684,246,364
	1	906,641.5		307,436,332		332,031,310	6,808,635.3		1,865,707,009		2,014,963,879
前年度との増減		-1,272,648.5		-154,871,385		-167,261,082	-4,940,875.1		-619,706,034		-669,282,485

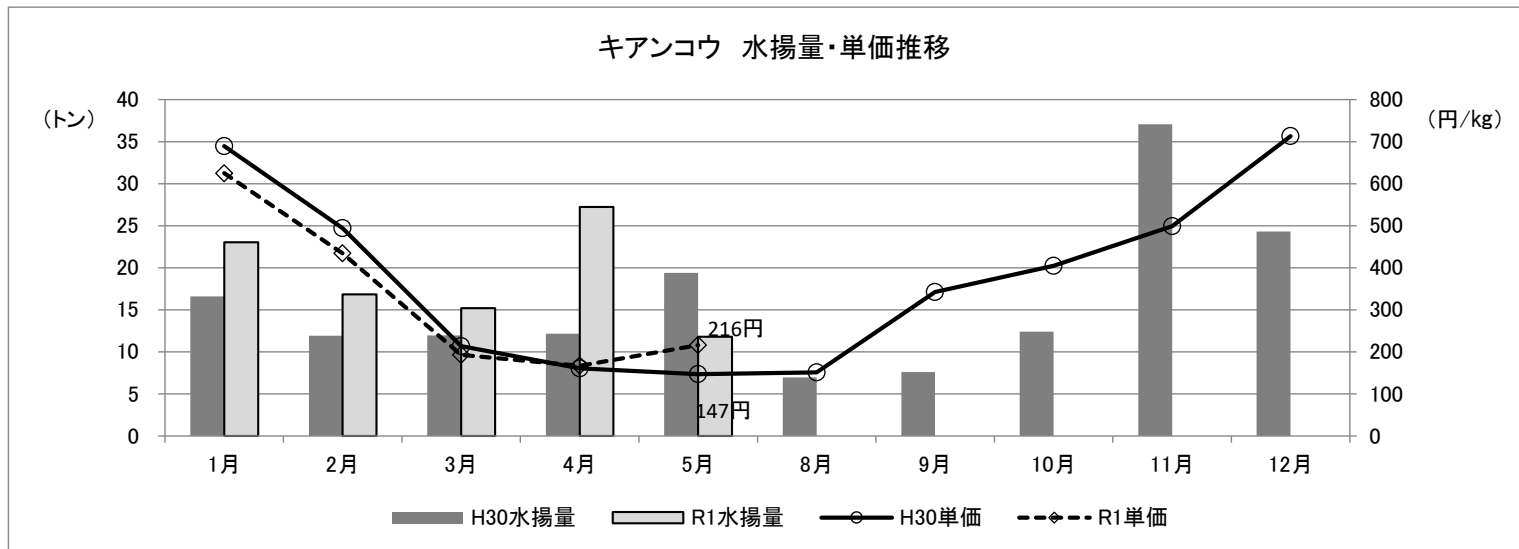
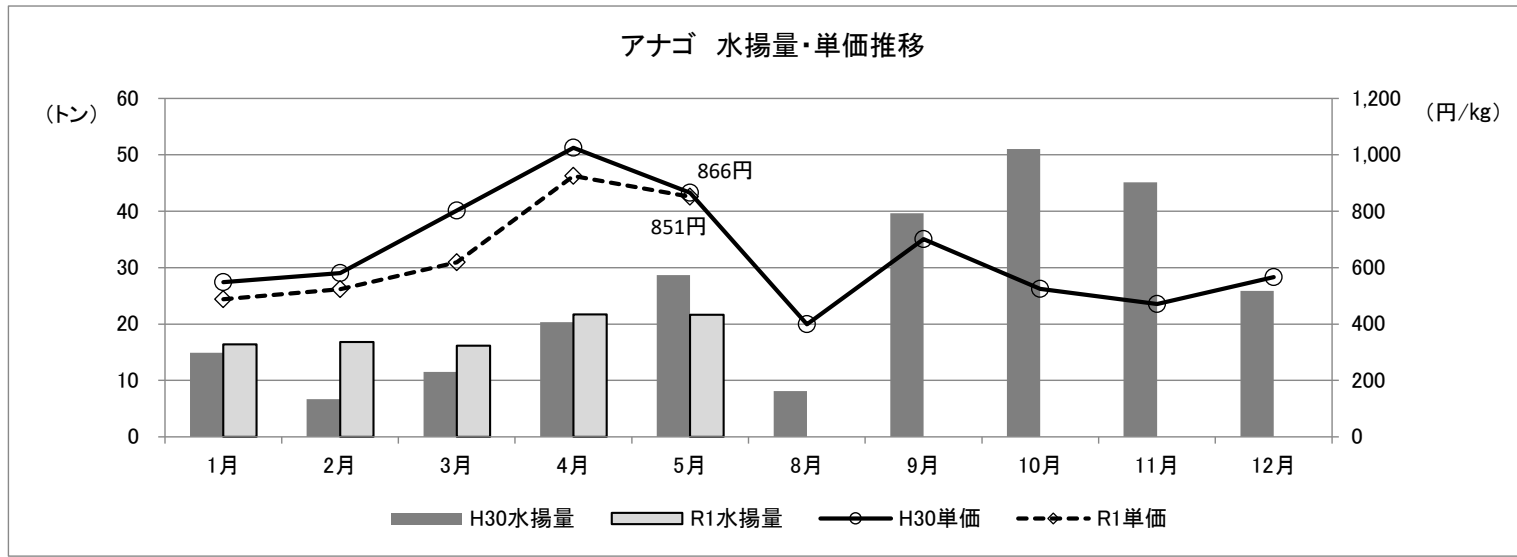
地元沖合底びき網漁業 主要魚種水揚量・単価の推移

令和元年7月1日
産業建設委員会資料No.3
産業経済部水産振興課



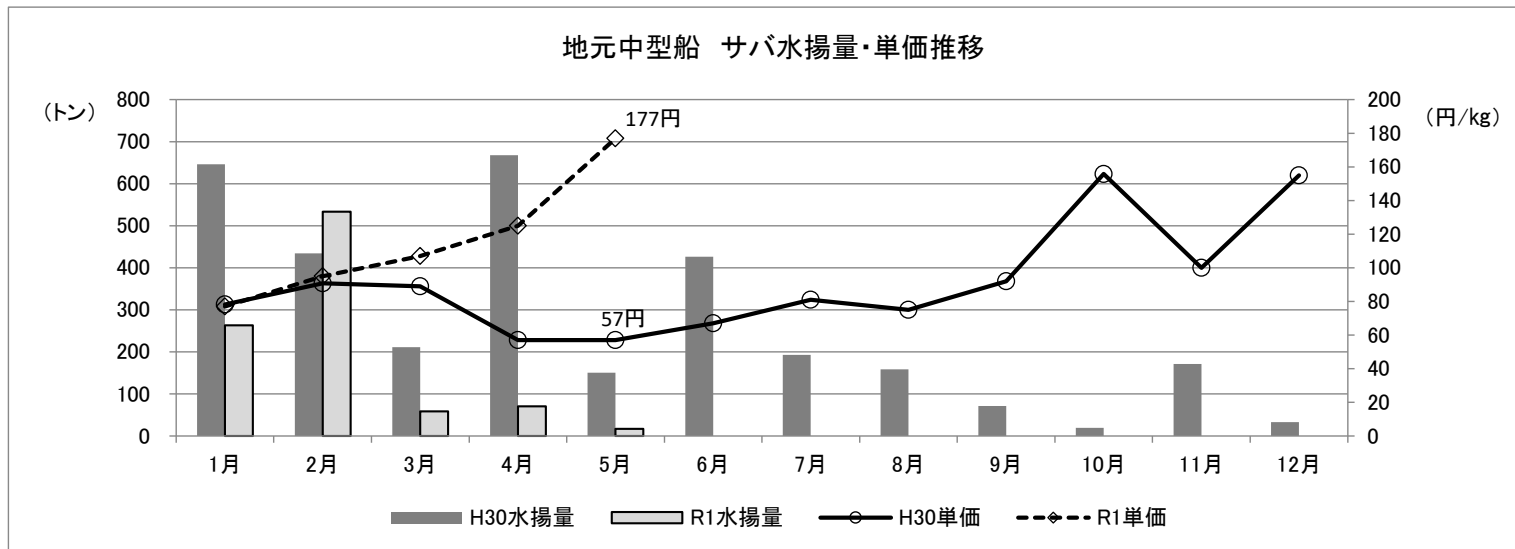
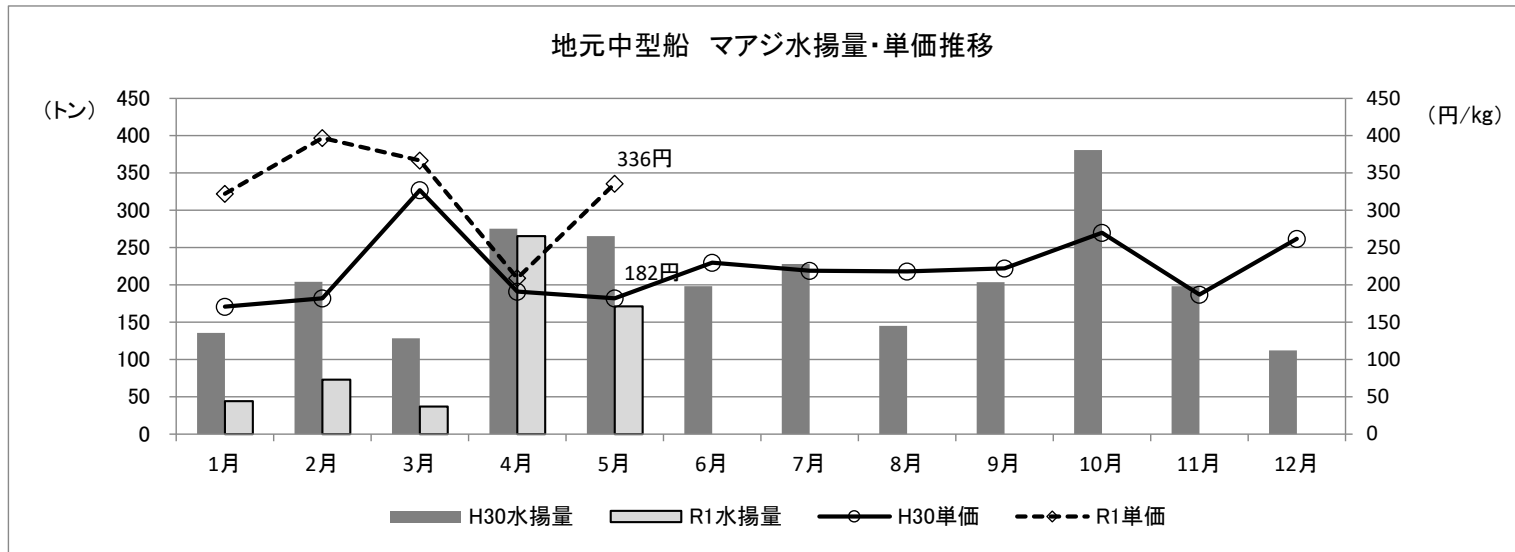
地元沖合底びき網漁業 主要魚種水揚量・単価の推移

令和元年7月1日
産業建設委員会資料No.4
産業経済部水産振興課



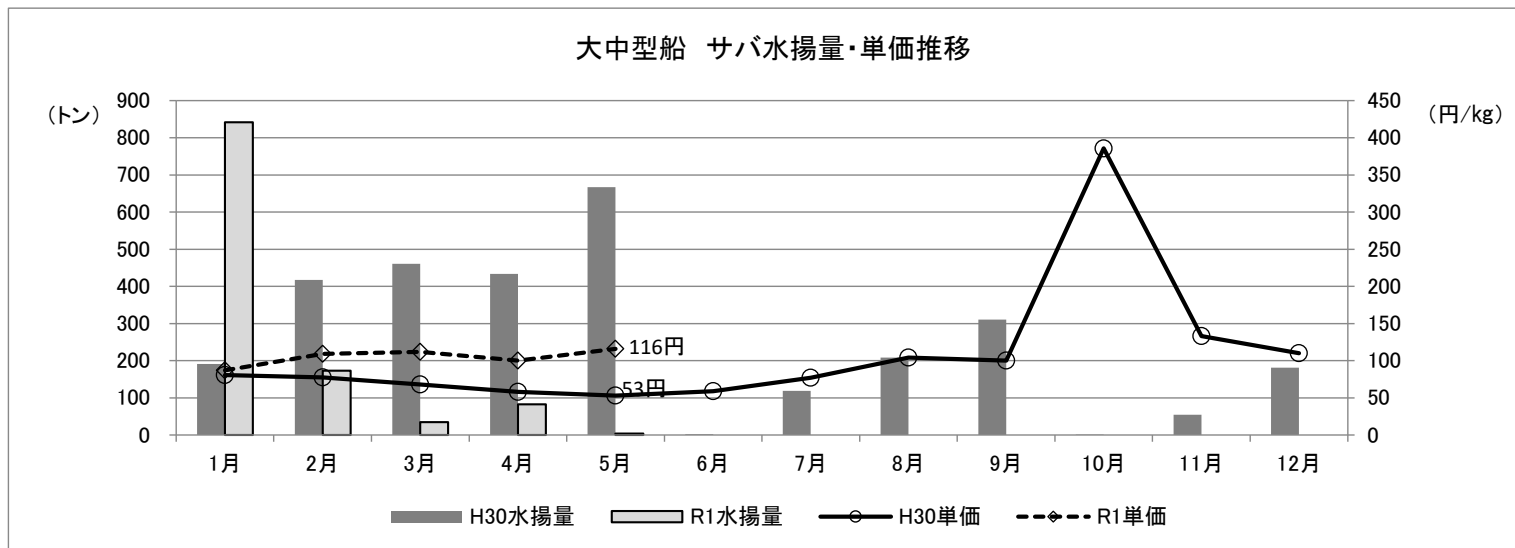
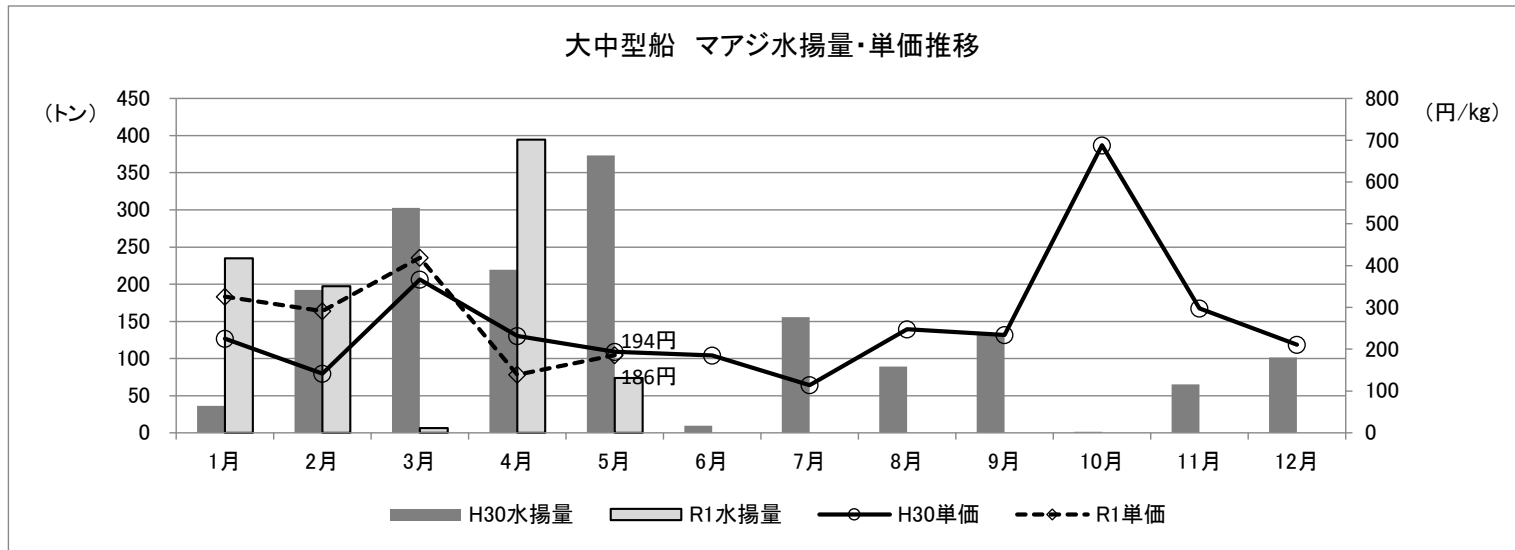
地元中型まき網漁業 主要魚種水揚量・単価の推移

令和元年7月1日
産業建設委員会資料No.5
産業経済部水産振興課

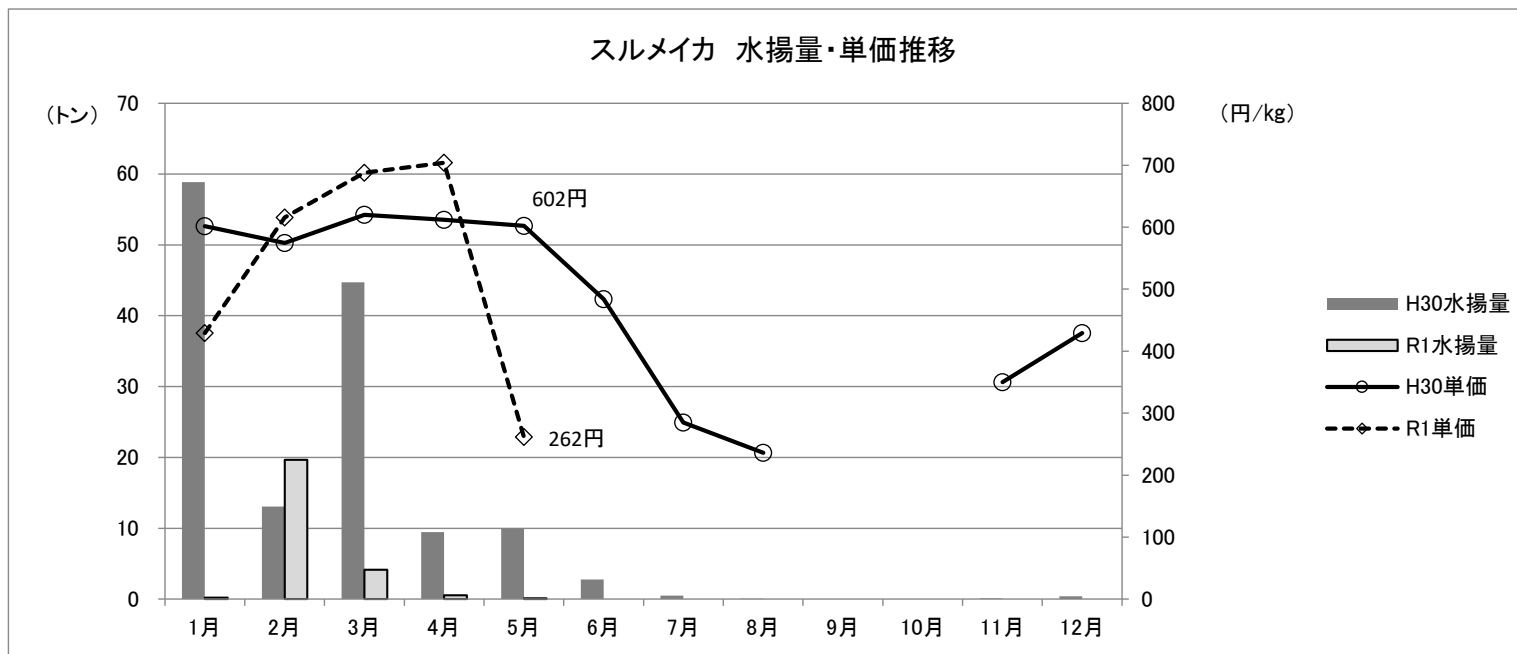


大中型まき網漁業 主要魚種水揚量・単価の推移

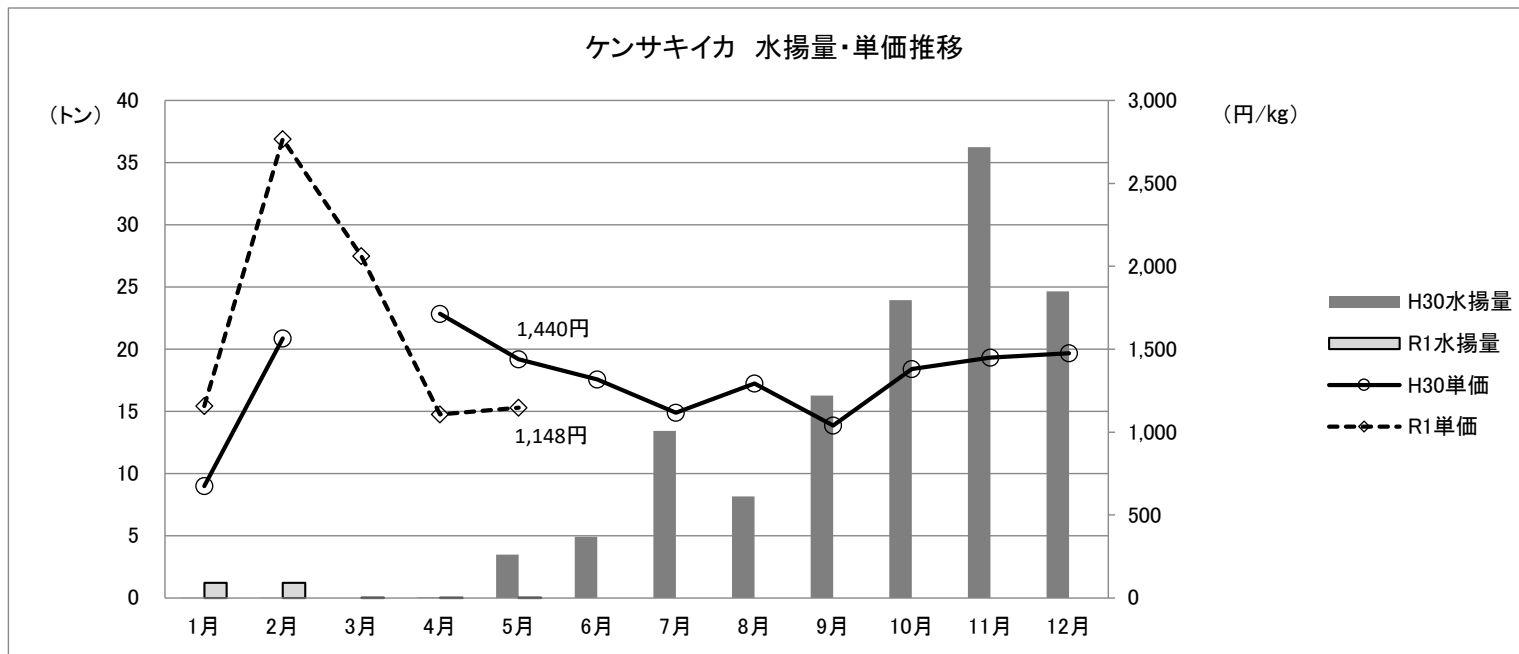
令和元年7月1日
産業建設委員会資料No.6
産業経済部水産振興課



いか釣漁業 (5 t 以上・5 t 未満) 主要魚種水揚量・単価の推



いか釣漁業 (5 t 以上・5 t 未満) 主要魚種水揚量・単価の推



美又温泉国民保養センターについて（報告）

1 美又温泉国民保養センター浄化槽緊急修繕について

(1) 経過

令和元年6月10日（月）浄化槽保守の定期点検において、浄化槽内部の外壁が破損し周囲の砂が浄化槽内に落下しているとの報告を受け、確認の結果、以下のことが判明し、緊急修繕を実施しましたので報告します。

- 破損により浄化槽機能が低下している
- さらなる破損が起きると浄化槽機能が停止し、施設は休館を余儀なくされる
- 現状の破損状況であれば営業しながら修繕が可能

(2) 緊急修繕工事の実施

修繕費用：1,653千円（予備費を充用）

修繕期間：令和元年6月20日（木）～6月30日（日）

2 指定管理準備期間中の状況について

浜田市直営施設から指定管理施設への移行に伴い、指定管理者「西日本トータルサービス株式会社」に業務引継ぎ等を以下のとおり行いましたので報告します。

(1) 地元等との調整

3月8日（金）NPO法人美又ゆめエイトと指定管理者との協議開始

3月25日（月）美又温泉旅館組合と指定管理者との協議開始

6月18日（火）産直出荷者への説明会 出荷者52名中35名参加

(2) 営業免許取得等

5月16日（木）に営業免許等（旅館業、飲食店、公衆浴場、温泉利用等）の申請手続きに必要な書類等について情報提供。

(3) 業務引継ぎに係る休館等について

6月17日（月）からレストラン休業

6月26日（水）から全館休館

(4) その他の状況

4月4日（木）広島PRセンターと指定管理者との協議開始
合宿予約や大手企業の研修会受入れが進行中

6月20日（木）保養センター窓口において宿泊受付開始

6月23日（日）美又温泉祭りにおいて、オープンチラシの配布



美人の湯
美肌の湯

美又温泉

国民保養センター リニューアルオープン!!

2019年

7/1月

AM10:00~

美又温泉国民保養センターがリニューアルオープン!
これまでと同じ時間で営業します。

宿泊再開いたします

美又温泉国民保養センターは美人の湯・美肌の湯の異名を持つほど人気があり、明治・大正から昭和にかけて美又温泉郷として発展し、150年の歴史があります。



入浴時間

10:00~20:00
定休日 水曜日

料金(展望大浴場)

大人 500円
小学生 250円
幼児 無料

料金(家族風呂)

1時間当たり
2,500円(入浴料込)



展望大浴場



家族風呂



美肌食堂

営業時間

11:30~15:00



美又温泉 国民保養センター

島根県浜田市金城町追原32-1 TEL(0855)42-0353 FAX(0855)42-0552

浜田市ふるさと体験村施設に係る検討状況について【報告】

浜田市ふるさと体験村施設（以下、体験村）の活用について、平成 31 年 3 月の浜田市議会全員協議会で報告しました「浜田市ふるさと体験村施設に係る活用方針（案）」に基づく検討状況を下記のとおり報告します。

記

1 基本的な考え方

- (1) 公益事業を体験交流事業等（体験交流、宿泊、公衆便所等）と整理
- (2) 公益事業に限り財政的支援
- (3) 収益事業への財政支援が無いため公募は困難、地元団体への指名を模索

2 これまでの取組

- (1) 体験交流事業の構築
 - ア 「食」テーマに地域住民有志で活動中
 - イ アドバイザーとの意見交換
- (2) 指定管理者の模索
 - ア 複数の民間事業者と意見交換
 - イ 収益性が見込まれないため厳しい状況

3 今後の予定

- (1) 体験交流事業の構築
 - ア アドバイザーの助言を受けながら、体験交流メニューの開発
- (2) 指定管理者の確保
 - ア 地域住民による団体の新規設立も含めて検討
 - イ 指定管理者となりうる法人等に提案を求めるなどの事前調査（サウンディング）
- (3) 指名による指定管理の再開スケジュール（概略案）

令和元年 9 月議会	補正予算提案（債務負担、施設改修費）
令和元年 11 月上旬	仮協定締結
令和元年 12 月議会	指定議決
令和 2 年 4 月	指定管理による運営再開

令和元年7月1日
産業建設委員会資料
都市建設部維持管理課

市道の廃止・認定の状況について

市道台帳修正済み路線 (平成30年3月31日までの告示分)	路線数	延長 (m)
	3,572	1,537,305.9

その後の廃止・認定

		路線数	延長 (m)
平成30年6月議会	廃止路線	0	0
	認定路線	2	199.0

		路線数	延長 (m)
平成30年9月議会	廃止路線	1	116.9
	認定路線	2	265.0

		路線数	延長 (m)
平成30年12月議会	廃止路線	2	2,719.9
	認定路線	3	1,109.2

廃止路線計	3	2,836.8
認定路線計	7	1,573.2

(仮称)浜田城資料館整備事業の補正予算要求について

1 事業目的

当事業は、浜田城や外ノ浦北前船寄港地を紹介するため、御便殿をガイダンス施設として整備する事業

2 補正理由

(1) 工事費の増額に伴う事業費の調整

①消火設備設置工事等の追加

3 補正額

20,000 千円

4 経緯

(1) 当初予算では、当施設は、ガイダンス施設であり、建物用途については、「観光案内所」ということで、通常の防火設備(火災報知器、消火器等)の設置を含めた整備で事業費を予算計上していた。

(2) その後、県から、建築基準法上、当施設の建物用途は「観光案内所」というよりも、特殊建築物である「展示場」にあたるため、スプリンクラーなどの自動消火設備が追加が必要という指導があったため。

(3) 今回、自動消火設備等を設置するための工事費用 20,000 千円を計上した。